

第
三
部

歐洲における合理化運動

「歐洲における合理化運動」といふのは今現に我國實業界の注目の焦點になつてゐるところの萬國工業會議第十二部の席上でイタリーのマウロ氏が發表した論文の表題である。私は不幸にしてその發表の席に出ることが出来なかつたけれども、配布された印刷物によつてその要點を知り啓發されるところが少くない。この面白い論文が例によつて多くの他の論文と共にばう大な會議の報告書の一部となつて一般讀者の眼に觸れない内に忘れられるやうなことがあつては甚だ遺憾だからこゝにその大要を紹介しかつ多少の自説を加へて見たい。

二

ラシヨナリゼーションといふ言葉は歐洲でも極めて新しい。マウロ氏は一昨年のジュネーヴ國際經濟會議の決議に筆を起してゐる。固よりラシヨナリゼーションの事實は必ずしも左程に新しくはないが、この言葉が現在の意味において一般に通用するやうになつたのは右の決議に始まるといつてゐる。けだしテイラーが主唱した科學的管理法とか、フーヴァーの名と聯想される規格統一即ち標準化とか、工場法および福利施設と關係して考へられた心理學上醫學

上の研究とか、會計學者の問題に限られてゐた原價計算および豫算統制とか、教育家のみの領分の如く見えた職業指導とか、更に經濟學者および經營學者の研究に任された經營の分化および合成もしくは商業機關の簡單化といったやうな事は從來それ／＼全く別個の問題として相互の連絡なしに取扱はれてゐたのであるが、それが今では皆一の大きな問題、即ち經濟生活の無駄を省くといふ大問題の各部として總合的に考慮されることとなり、合理化の一語の下に含まれることゝなつたのである。今回の會議においても第十二部の問題として海軍工廠における科學的管理法の實驗もあり、勞働と酸素補充の關係についての醫學上の研究も出てくる。合理化と失業との關係も討議されたと聞いてゐる。かやうなことは日本においては曾てなかつた事であり、出席者の多くがやゝ異様に感ずるところでもあるらしい。そこが合理化といふ思想の新しい所以だと思ふ。合理化は實に實際的な一の目的に対する多くの科學の協同であるといつてもよい。これが世界未曾有の大戦の後を受けた産業界の悲境のうちに歐洲人の絞りだした大きな智慧である。

三

産業合理化は歐洲においても決して易々と進行するわけには行かない。まづ第一にそれは現在の歐洲に廿七個國が對立して各自關稅の障壁を高くしてゐる事實と衝突する。國際經濟會議の決議の二の焦點たる合理化と自由通商とは當然密接の關係を有してゐる。

合理化の目的は産業上の無駄を省き、もつとも廣き意味における能率を擧げることであり、その實現のためには企業および經營の集中を要する。然して企業および經營の集中には相當に大きな販路がなければならぬ。例へば科學的管理によつて機械の各部が安く生産される。然してその各部は規格統一の結果種々の異つた機械の組立に使用される。そこで同一型の品物の大量生産が行はれてすべての生産費が益々安くなるのである。所がこの大量生産即ち工場

の専門化といふことは品物に對する多量の需要がなければ實現し得ない。その品物によつては一國內の需要だけでも専門工場を維持し得るけれども、外國の販路まで手を延ばさなければそれが出来ないこともある。その場合に外國が關稅障壁を設けて品物の輸入を差止めれば結局産業合理化は十分に發達し得ないことになる。つまり過度の保護税は各國相互に産業合理化を妨害するものである。

以上はマウロ氏の切言する所であるが、私は日本においても同じ危険があると思ふ。外國で安く出来るものを故意に日本で自給せんとして關稅をかけるが、その關稅障壁の下に作る所の品物は生産費が高いから到底外國へだすわけにゆかない。いはゆる合理化まで行かないでも幾分大量生産をやれば忽ち過剰生産になつてしまふ。しかして保護の程度が厚ければ厚い程この過剰生産の始末は困難であることいふまでもない。

四

産業合理化に對する他の困難は労働者の反對である。合理化は賃銀と雇ようの安定と仕事の機械化との三點から見ると労働者に不利だといふのである。マウロ氏はこれについて一々説明を加へ、大體においてはこの反對の道理なきことを信ずるけれども往々にして労働者に不利なる事情を發生した例があるといひ、この故に合理化は労働と資本と消費者との總てに有利なるやうにしなければならぬことを力説してゐる。

右の三點のうちで日本で常に討論の主題になるのは第二の點である。合理化は結構だがその創始の際に失業を伴ふといふことである。一の企業を合理化した場合には必ず人べらしをやる。引つゞき雇ようされるものゝ能率は高まり賃銀も高くなるだらうが、解雇されるものは合理化の犠牲となる。不景氣の際にかゝる犠牲者をだすことは考へ物だといふのである。

合理化を行つて生産を盛んにすればそこに使用される所のものゝ生活程度が高くなり、消費が増大するから他の事業に對する販路が大きくなり、その結果は又始めの事業に反映されて更に生産を擴張せしめ人手を多く要せしめる。これが合理化の根本的論據であり、マウロ氏のいはゆるハツピー・サークルである。又戦後に繁榮を繼續する所のアメリカの合理化を観察した人々の一致した結論である。

歐洲の經驗としてマウロ氏の語る所では現在の失業の大部分は戦時および戦後に起つた産業上の變動のため起つたものであるから合理化より生ずる危険を過大視してはならぬ。この問題はもちろん重大であり、その解決は容易でないけれども、何としてゞも解決せねばならぬ事であり、一時逃れの遷延は斷じて不可であるといふことになる。

五

日本に近時合理化運動が始まつた結果としてそれが何程の速力で進むかといへば恐らくあまり多くを望むことは出来まい。マウロ氏のいふ如く合理化については労働者のみならず資本家の側にも故障がないわけでない。資本家もまた舊來の仕來たりに捕はれて事業の整理刷新を好まぬといふ傾向がある。かくして合理化の進行が遅ければその結果としての失業も又恐るべきものではないだらう。

又マウロ氏は自己批判の精神に缺けたる資本家が自己の經營の無能なるに氣づかずして事業不振の原因をすべての外部の事情に歸するといひ、又その救済策として「益々多くの保護税や補助金や免税を要求し、價格も品質も外國品と比べ物にならぬやうな品物を國産の名において押賣せんとし更に賃銀の切下と時間の延長を試みんとする」といつてゐるが、この一般的の批評は日本にもよく適中するのである。かくの如き退、い的な態度に比すれば合理化に伴ふ失業の弊害の如きは寧ろ輕しといはねばなるまい。

合理化は二十世紀の産業革命だとすればわれ／＼はこれを避けることは出来ない。電車の出来るために人力車夫が職を失ふ恐れあればとて電車をひかぬわけに行かないのである。然しながら前世紀の産業革命が多くの労働者の困難を伴つた如く今世紀にも同様の困難の起ることを運命として忍ばねばならぬといふ道理はない。従つて失業の防止および救済は合理化と共に平行して必ず考へらるべき問題である。

六

マウロ氏の論文の残りの部分は歐洲における合理化の宣傳および助成機關の記述に費されてゐる。特に同氏自ら關係せるジュネーヴの國際産業管理研究所とドイツ政府の經濟部とイタリアの科學的労働組織協會について述べてゐる。

イタリアの協會はその頭字を取つてエニオスと略稱されるものであつて、その資金は主として工業家の團體から寄付されたけれども、労働者並に經營者も代表せられ、各種技術家團體も參加してゐる。

ファシスト政府は國家の統制の下にすべての産業を合理化するの計畫を有し政府が國家のため必要なりとする産業を援助し、その不必要とするものは防止する。農業開發の目的をもつてその組織の改良、電氣の供給、道路の發達を計り、工業については同種工業の重複を避くるがために新設を禁ずることもあり、又現存の工業に變更を命ずることもあり、これ等の權限を實施する所の機關が政府の内に設けられてあるといふ。

米及生絲の價格調節を中心として

一

米及生絲の價格調節を中心として種々の商品の價格調節につき諸國の政府が實行した所の種々の政策に對し若干の考察を試みたいと思ふ。

我國農業の二大産物たる米及生絲が共に國家の價格調節策の目的物となつたことは我國民經濟上實に重大な出來事である。而かも昨年來この二の調節策が何れも行詰りとなり、米價も絲價も暴落又暴落で、こゝに全國的農業恐慌を惹起してゐる。これは抑々調節策なるものゝ無能を暴露したのであるか、それとも現在の政策の不十分なることを示すのであるか。もし價格調節策そのものは有能であるが、現在ではまだ充分の武器を與へられてゐないためにその効果を擧げることが出來ぬといふならば更に多くの經費と更に多くの權能を政府に與へてやらして見るがよからう。又之に反して價格に關する需要供給の法則は非常に有力なものだから人爲の政策を以つて如何ともすることは出來ぬといふならば思切つて之を全廢するがよからう。併しながら事實は恐らく右の何れの判斷をも容認するものでなくして、價格調節は或場合、或程度には可能だけれどもその場合以外、その程度以上は不可能といふことになるだらう。而してその場合と程度とは如何なるものを明かにすることが問題となるのであらう。

然るに價格調節の試みは獨り米と生絲のみならず、又獨り我日本においてのみならず、多くの國において多くの商品について現に實行されてゐるのだ。現にブラジルでは多年コーヒのヴァロリゼーション即ち價格調節を行つて相當の成績を收めつゝあつたが、一昨年來の不況には大失敗をして、そのため昨年の秋には革命まで惹起してしまつた。米國では一昨年七月以來聯邦農務局といふものが出來て農業救済のために小麥及棉花の大量買上を實行したが、之も成績思はしからずして政府は莫大なる持荷を抱へたまゝ麥價暴落を見送つてゐる。これ等は我國の米及絲と相憐れむ輩であるからお互に經驗を語り合つて比較研究をしたらよからうと思ふ。本文はその比較研究を自らなさんとするよりも寧ろかゝる研究の必要を提唱せんがために書いたのである。

尙又目的、事情、手段等はちがつても均しく價格調節の實例と見るべきものには、我國の煙草、鹽及樟腦の專賣とか、チリの天然硝石とか、ドイツ及フランスの天然カリとかがある。又廣く考へれば總ての關稅は一種の價格調節手段に外ならない。

更に政府の政策から離れて民間の企業者の態度を見ればカルテル及トラストは今の世界の流行であつて、それ等は皆或商品の價格調節を目的とするものである。

工業品や鑛産物と農産物とは事情がちがふだらう。米價調節の如き公益施設とトラストの營利政策とは目的がちがふだらう。又普通に國家のなす價格調節は一般市場における買上げ又は低利金融の方法を探るが、その他の場合にはそれぞれ種々の方法が用ひられてゐる。そのやうに目的方法等がちがつてゐるけれども、併しながら要するに皆廣き意味の價格調節である。需要供給の關係によつて自然に上下する所の市場價格を人爲的に統制せんとする試みである。従つて相互間に何か類似した所があり、比較研究の目的物となり得る。これ等の實例を顧みずして唯米なり、絲なりの調節にのみ没頭するもの多きは甚だ遺憾ではないか。

價格調節の最も徹底した方法は産業そのものゝ統制即ち獨占である。産業の獨占は國家が之をなせば專賣制度となり、民間企業者が之をなせばカルテル又はトラストとなる。一は消費税の代用たる公共の制度であり、一は純然たる營利の手段であるといふ點において差別されねばならないけれども、兩者共に一の市場における供給の全部を押さへて出来るだけ高き價格をかけ出来るだけ大なる利潤を擧げんとするものである。

米、麥、コーヒー、生絲等の價格調節は固よりかくの如き極度の吊上げを目的とするものにあらず、たゞ競争市場の價格が甚だしく暴落した場合には供給の一部をストツクして極度の暴落を食ひ止め、將來需給關係の變化するを俟つて徐々にストツクの處分を行はんとするのである。特に米及コーヒーの場合は豊年と凶年の交互に來ることを豫想して供給の平均を計らんとするのである。けれども此等の場合でも豊年と凶年の値幅を充分に縮めやうとすれば、結局供給の全部を押さへねばならぬことになる。即ち調節制度を徹底させれば專賣制度になる。現に米穀法を擴張して米穀專賣法たらしめんとする説は常に唱へらるゝ所である。

依つてこゝに專賣制度及トラスト、カルテルの價格統制が如何なる程度に有力であるかを考へて見るに、先づトラスト、カルテルの統制力が專賣制度のそれに比して遙かに劣ることは申すまでもない。專賣制度は國家の權力を以つて獨占を保證されてゐるから、如何に價格を吊上げて競争者を誘發することはないが、トラスト、カルテルは單純なる經濟的獨占又は資本的獨占であるから常に新企業の出現に對して遠慮しなければならない。トラスト、カルテルは一時供給の全部を獨占するの狀態になつても、それに安心して思ふ存分に價格吊上げを行ふことは出来ない。何時自己の資本系統以外のものが競争を始めるか分らない。而かも自己の價格吊上げが甚だしければ甚だしいだけ新企業

の利潤見込を大ならしめ、従つて新企業の出現を奨励することになるのである。

だからトラストの利潤追及の目的を達するには、間もなく新企業の競争起るべきことを豫想しつゝ思ひ切つた吊上げを敢行して太く短く一時的の暴利を博するか、又は自己の利潤率を低くして競争者を誘出せざる程度に販賣價格を抑制するか、この二の行方の中の一を擇ぶことになる。そこで現在のトラストの多くはその巨大なる固定資産に對し成るべく平均した利潤を擧げんがために價格抑制の方針を取る。即ち吊上げをなすにしても新企業の見込を甚だしく有利ならしめざる程度に止めるのである。されば法制上自由企業の許された社會において、而かも企業精神の旺盛なる場合においては、たとへ如何なる強大なトラストが発生しても、そのトラストは法外な價格吊上げを行ふことも出來ず、又獨占に慣れて技術上經營上の改良を怠るわけにも行かない。トラストはやはり相當な價格を以つて出來るだけ長き品物を供給しなければならぬ。従つて國家の對トラスト政策としては必ずしも之を禁止するを要せず、唯新企業出現の可能性を保障すればよいといはれてゐる。

かくの如くトラストの價格統制力は潜在的競争の制限を受けてゐるが、この程度の統制も關稅の牆壁なしに實現することは容易でない。關稅の牆壁があればトラストは外國の競争者を顧慮する必要なく、唯内國の關係だけを見てゐればよいのである。近年各國のトラスト、カルテルが夫々關稅牆壁の下に自國內の販路を獨占し、餘力を以つて外國へダンピングを試みるこゝとなりその國際的競争の激甚なるを防がんがために國際的協定を結ぶ例が多くなつたけれども、國際的協定は尙一時的安定策たるに止まり、之あるがために關稅を不用ならしむる程度には發達してゐない。たゞ米國の石油トラストの如く自然的資源を獨占したもの、又は英國の縫絲トラストの如く技術上の秘訣を握りたるもの、又は國際電球トラストの如く專賣特許權を有するものゝみは關稅の援助なしに或程度の統制を實現するのである。

次に國家自ら專賣制度を行ふ場合には關稅の有無に拘らず外國品の競争を完全に阻止し得ると共に、國內新企業の創設をも嚴禁することが出来るから、少くとも國內市場の統制は充分になし得られる。それは現に我國の煙草專賣の實績が證明する所である。この場合の價格吊上げの制限となるものは消費者側における需要の彈力のみである。專賣價格をあまり高くするときには消費高を減退せしめる故に却つて賣上數量を少くし、專賣利益までも少くするから無限に吊上げは出来ない。けれども、その需要の彈力が許す所の限度内では高低共に政府の思ふまゝの統制が出来る。但しこの場合にあまり統制が完全であることの結果として技術上經營上の改良進歩が等閑に付せられる恐れがあり、そのやうな場合には專賣價格の高きに拘らず、他方に生産費も亦高くなり、收益の大なるを得ないやうになるかも知れない。けれどもその問題は理論上別に考ふべきである。この點について本文の末に至つて少しく論じたいと思ふ。

併しながら官業專賣の統制力は勿論國內市場だけのことであつて、外國にまで之を及すことは不可能である。たゞ專賣品が自國の自然的特産物なる場合には國外の價格までも自由に高低し得るわけだけでも、之も外國の新しき生産地の發達並に人造代用品の進歩を誘發するの危險がある。例へば我國の樟腦專賣、チリの硝石輸出税は何れも世界に類なき獨特の産物であつて、その自然的獨占を基礎としてゐる。それが爲めに長い間有利な成績を擧げることが出来たけれども、最近に至つて兩者共に有力なる人造代用品の競争を受けるやうになつた。

人造樟腦は大戦前から研究されてゐたが一九二三年まで商品として市場に現はれるものは至つて少量であつた。然るに今ではアメリカに輸入される樟腦の半分を人造樟腦が占むるに至り、臺灣の天然樟腦は之と競争上年々價格の引下を餘儀なくされてゐる。チリの硝石も一九二七年まで全國的カルテルを作つて世界の市場を獨占し、政府に高率の

輸出税を納めつゝ、營業者も亦多くの利益を得てゐたが、終に人造窒素肥料即硫酸アンモニア等の發達したために、現今では守勢的態度を取るの止むを得ざるに至り、やがて輸出税も全廢されんとしてゐる（事實と詳細は來六月發行『國民經濟雜誌』創刊二十五年記念號に寄せたる拙稿に譲る）。つまり自然的獨占を基礎として國家の專賣でも科學的人造品の競争を如何ともすることが出来ないのみならず、その專賣價格を高くした結果が人造品の利潤見込を大ならしめ、その研究を奨励したのである。

翻つて本篇の主題たる米及生絲の價格調節を見るに、米は兎も角として生絲は日本の自然的獨占品にあらず、僅かに世界の産額の六割を我國が現に占めるといふだけである。そのみならず人造絹絲といふ代用品の競争もある。その生絲の價格を我國の補償法のみによつて統制せんとするは中々困難であらう。少くとも統制を試みるに當つて競争者の勢力を考慮し、餘程自ら抑制しなければならぬであらう。この點においてはブラジルのコーヒーも同様である。

四

ブラジルのコーヒーと日本の生絲とは多くの點から見て頗る類似した所がある。コーヒーはブラジルの生産物であつて、同國輸出額の七割を占め、生絲は我國出品の大宗であつて、やはり輸出總額の四割を占める。ブラジルは世界のコーヒーの生産の六割餘を出し、日本は世界の生絲のやはり六割餘を出す。ブラジルはコーヒーの價格調節を行ひ、日本も生絲の價格調節を行ひ、以前には兩者共に調節に成功したが一九三〇年に至つて大失敗を招いた。兩者は初めに一時的調節をなし、最後に恆久的調節法を設けた所まで同様である。

ブラジルのコーヒー價格調節即ちヴァロリゼーションは一九〇五年に始まり、其後一九一七年に第二回、一九二一年に第三回のヴァロリゼーションを行つた。何れも大豊作で滞貨が山積し價格が暴落した際に政府が乗り出して大量

買上げを行ひ、やがて世界の市況好化するを俟つて持荷を賣拂ひ、之によつて生産者の悲況を救済すると共に政府も亦賣買の差益を収めることが出来た。第一回には政府が外國銀行から莫大な借金をして持荷を維持したが數年間に之を賣拂ひつゝ借金を完済し、政府は利子、倉敷料等を支拂つた上に約一億圓の利得を得た。第二回、第三回も大體同様の方法で成功した。

そこで一九二五年愈々「恒久的防衛」バーマネット・デフェンスの案を立て「恒久防衛局」を設けて法の實施に當らしめることになつた。即ち政府は一億圓程の外債を得て産地に多數の倉庫を建て、生産者がコーヒーをその倉庫に寄託する時は之に對して低利資金を貸與する。内地から輸出港に出荷があれば出荷税を課して、その収入を借金の元利償還に充當する。かくして二、三年間は相當に高値を維持することが出来たが、持荷の増加しつゝあつた所へ一九二八年の大豊作が來たによつて忽ち非常な恐慌に陥り、政府は之を救ふことが出来なくなつた。政府は再び借金をなし、局の管理は銀行團に引渡された。一九三〇年は最大の輸出先なるアメリカが不況になつた上に又々豊作であつたから滞貨は益々増加し、價格は前年に比して半分以下つた。即ち以前の一斤十五セントが七セントになつた。昨秋の革命はかゝる形勢の下に起つたのであるが、革命後も滞貨は減少せず、その現在高は二千三百萬袋即ち世界の一年間の消費高に匹敵する。

この莫大な持荷が如何にして處分されるかは今後の問題であるが、その處分について考慮されることは世界における今後の供給である。コーヒーの産地としてブラジルに次ぐものは蘭領東印度、南米コロンビア、其他中米及アフリカの諸國であるが、此等の國々の生産は近年非常に増加しつゝあつた。而してブラジル政府の調節策が此等外國の生産者に間接の利益を與へ、その作付反別の増加を奨励したと推測されてゐる。尙ブラジル政府は國內の栽培を制限する筈であつたが、その政策は充分に行はれなかつた。外國の栽培を制限し得ざるは當然である。

コーヒーは比較的長き貯藏に堪へる品物であつて、曾て第一回の調節の際には八、九年前の收穫を買つたことさへある。一九三一年現在の驚くべき巨大の滞貨も十年間を期して徐々處分することになつてゐるさうだ。けれどもコーヒーの苗を植えてから實の取れるまで七年位かゝるといふから、今までにブラジル政府の政策が競争國の植付を奨勵してゐたものとすれば今後十年間に世界の生産は益々増加するであらう。かくして年々に増加する所の生産を眼前に見つゝ前記の巨大な滞荷を處分することはやはり大きな投機といはねばならぬ。

五

日本の蠶絲調節の事實はよく知られてゐるが、コーヒーと比較のためにその要點をかいいて見る。

第一回は歐洲大戰開始の當初一時的に輸出貿易が非常の不安に陥つた時であつた。製絲家は横濱の滞貨四萬梱の處分に窮して救済を求め、政府は大正四年四月に五百萬圓を出して製絲家のシンヂケート帝國蠶絲會社に貸した。帝蠶は之に自己資本百萬圓を加へた六百萬圓を以つて一萬二千梱を買入れた。然るに其後銀行保險等の貿易機關は戰時状態に慣れて再開せられ、米國の需要も起つたから、此會社は二ヶ月の後に早くも解散し、而かも持荷處分により百七十萬圓の利益を得た。

第二回の調節は大戰終結後の恐慌即ち大正九年、絲價が四千圓臺から急に一千二百圓に下つた時であつた。同年九月帝國蠶絲會社が再設せられ、自己資本千六百萬圓の半額拂込と政府からの低利資金五千萬圓を以つて滞貨購入に着手し、絲價を千五百圓に維持すべく努めた。それは一時行惱みとなつたが結局翌年五月までに七萬梱を保管することが出來た。その中に幸にして米國の市況が恢復したから大正十年十二月より六ヶ月間に持荷全部を處分し、八百七十萬圓の利益を得て目出度解散した。つまり此際も實に僥倖で政府に負擔をかけることなしに救済が出來たのである。

其後製絲家は大正十五年、昭和二年と引續いて日銀より低利融通を受けて所謂共同保管を行ったが何れも大體において成功した。共同保管とは絲價が一定の相場を下つた場合に倉庫に寄託して之を賣出さぬことにするのであつて、前例の如く救濟會社に賣るのでないから、下落の場合には直接自ら責任を負ふことになる。

何れにしても此時まで政府の援助による調節策は好成績であつた爲め製絲家の自信は高まり來り昭和二年田中内閣の成立後絲價の恒久的維持機關を要求することとなり、終に同四年の議會で絲價安定融資補償法を通過せしめた。然るに翌五年には果して米國の不況と金解禁の影響を受けた所の暴落が來たので愈々同法の發動となつた。此度は二十萬梱の罐詰である。

然るに發動當時の計畫は千二百五十圓に吊上げることであつたが、市況は皮肉にも逆に下落又下落で半額の六百圓まで下つてしまつた。滞貨は如何に處分されるとしても政府は巨大な損失を補償せねばなるまい。つまり恒久的調節制度の劈頭の試みはブラジルにおいても日本においても無殘なる失敗であつた。

併しながら大問題は一時の國庫金の損失ではない。同様の事が繰返されて産業組織が益々不合理になるの危険である。蓋し絲價補償法は供給を制限せずして絲價のみ吊上げるから、之を發動せしむるに従つて新企業は益々増加し、それが自然に生産過剰を生じ、又々補償の必要を感じしめる。即ち國家の金錢上の援助は益々援助そのものゝ必要を大ならしめる。かくては底のぬけた風呂桶に水を汲み込むと同様であらう。

そこで製絲業の特許制度を採用し、新企業の濫興を制限すべしとの説があるが、之も首肯し得ない。何となれば生絲は日本の特産品にあらずして支那といふ有力な新進競争者をもつてゐる。日本が生絲を賣惜んで高値を唱ふれば販路は支那絲に占められる恐がある。この意味において日本の絲價維持策は支那蠶業の奨励とならずには濟まない。それはブラジル政府の政策が中米、アフリカ等の同業を奨励したのと同じである。

絲價調節は全然不可能ではあるまい。供給の制限と平行して相當の吊上げをなすことは出来るはずである。例へば製絲家自らの操短は他の工業における操短と同じく不景氣時代の一時的切抜策たるを得るだらう。けれど好況時代に盛に擴張して利益を收めつゝ不況時代にその供給の源を縮小せずして直ちに國家の援助を求むるならば、それは獨り他の産業に對して不公平なるのみならず、斯業の基礎を薄弱ならしめ、且不當に隣國の同業を刺戟することゝなるだらう。

近年養蠶家も亦製絲家に倣つて頻りに政府の資金融通を受けつゝあり、本年の議會には絲價補償法に類する繭價補償法の提出を見るに至つたが、それはたゞ我國家をして同じ誤りを重ねしむるに過ぎないと思ふ。養蠶家も亦斯業は我國の獨占にあらざることを忘れてはならぬ。且又供給を制限せずして價格のみ吊上げるの不可能なるを知らねばならぬ。

我國農業のために重要なるは繭價維持等によりて養蠶を益々奨勵することではなくして、寧ろ他の副業を與へることである。帝國農會が昨年來の農業恐慌は農業經營の單調なるに因ること多しとの觀察に基き所謂多角的農業を提唱してゐるのは大に道理がある。確かに我國民經濟は餘りに多く養蠶製絲業に依存し、従つて餘りに多くその主要輸出先たるアメリカの景氣に支配され勝である。併しながら一方に多角的經營を説き、他方に繭價吊上を策するは矛盾といはざるを得ない。繭價吊上を行つて養蠶業に特惠を與へれば農家は他の副業に手を出さなくなる。

六

次に米國の小麥の問題を考へて見る。米國の小麥の地位を輸出入の關係から見ると、日本の生絲やブラジルのコーヒーの如く主要の販路を外國に有するものとはちがふ。米國は昔は歐洲に對する小麥の輸出によつて伸びた國だけ

ども、其後工業が發達し人口が増加したから同國産小麥は國內で消費される部分が年々に多くなり、今では全産額に對し僅かに二割乃至三割五分を輸出するに過ぎない。その餘は悉く國內に販賣されてゐる。故に小麥の價格吊上げは外國市場に對してするのでなくして國內に對してするのである。但し現今でも部分的ながら輸出をしてゐるのだから、普通ならば米國の相場が歐洲よりも高くなる筈はない。それは關稅を以つて内外市場の境界をつけておいて國內價格だけを自由に支配せんとするのである。隣國のカナダは近年米國の地位に取つて代る所の世界的な小麥供給國となり、盛に安い品物を作り出すけれども、米國の關稅が高いからその小麥を米國へ輸出することは極めて困難である。そこで米國政府が國內にあり餘る所の小麥のストックを大量に買上げて市場へ出さぬやうにすれば、少くともカナダの相場プラス關稅の高さまでは國內價格を吊上げ、之によつて農家の苦況を救ふことが出来るわけだ。これが米國の小麥調節の理論である。

歐洲大戦中には歐洲諸國は一時にロシアからの小麥供給を絶たれたのみならず、國民の力を軍事及軍需品の製造に集中したから、小麥の不足を感じたこと申すまでもなく、その不足は歐洲以外から輸入せねばならなかつた。米國も勿論この不足を充すべく大に輸出した。そのために米國の農業は非常な盛況を呈し、從來の牧草地を開墾して小麥畑とするもの多く、畑地の賣買價格も非常に騰貴した。

然るに大戦終結と共に歐洲の農業は復舊し小麥の價格は激落したから米國の農家は忽ち未曾有の難局に陥り、政府は一九二一年の緊急關稅に引つゞき一九二二年の新關稅法を以つて小麥の保護を企てたが、由來外國麥の輸入が極めて少いのだから關稅をかけてもその實際的效果は現はれなかつた。そこで農業救済が政治上の大問題となり、先づ農業金融の改良が著々實行されたけれども、利息が安くなつた位では著しき救済にならない。農産物の價格を高くせよとの要求が年々強くなつて來た。それで所謂マクネリー・ホーゲン法といふ思ひ切つた價格吊上げ案が議會を通過した



さて、何處へ行くのだらうか？
Review of Reviews. Jap. 1931.

けれども、之は大統領に握潰された。そうして一九二九年に聯邦農務局案が實施されることゝなつた。

聯邦農務局の本來の仕事は農家の協同販賣組合を組織せしめ、更にその全國的聯合を作らしめ、之に對して政府が金融上の便宜を計ることであつた。この事業が完成すれば收穫期において急いで資金を得るために市價を賣崩すの弊を除くことが出来るのみならず、場合によつては組合の販賣方針によつて豐年の安値を幾分吊上げることにも有效になし得るわけである。これは最も健全なる調節法である。けれども協同組合の發達には時を要する。一九二八―九年の記録的大豐作、従つて相場は暴落を救ふには間に合はない。

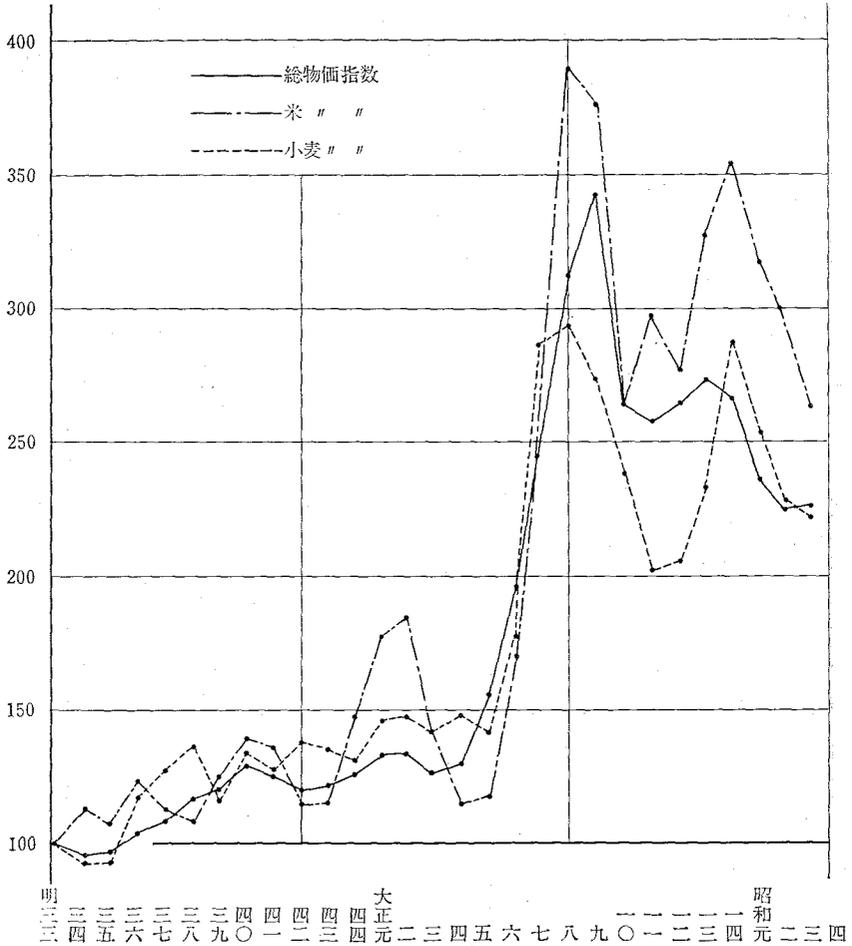
そこで政府は穀物安定會社を設立し、聯邦農務局はこの會社を通じて小麥棉花其他の農産物を買上げることゝなつた。その買上資金は實に五億弗である。實際に一昨年末から今までにこの金額は全部使用された。その結果として米國の小麥相場は現に國際市場におけるよりも一ブッシェルに付二十セントも高くなつてゐる。だから曾て國際相場の標準として引用された所のシカゴの小麥相場は最早全く人爲的の吊上相場となつてしまつたのである。けれどもそれで米國農家が救はれたかといへば決して然らず。一九三〇年は前年の持荷を抱へてゐる上に又々豐作で相場の暴落を見た。安定會社の買入價格は一ブッシェルに付一・一三乃至一・二五弗であつたのが、今は七十セントとか、六十セントとかになつてゐる。而して農務局はたゞ今年こそ凶作であれかしと祈るばかりである。

かゝる失敗の原因は何であるか。勿論不幸にして米國及米國以外の豊作がつゞいたからだと説明し得ないことはない。けれども豊作の年に安定法を行つて農家を救へば、農家はその次の年にも前年通りの作付をして益々多産を心掛けるから、そのために豊作つゞきの結果を招くことは免れない。實際農務局は作付減少の必要を力説してゐるに拘らず、現に吊上げの行はるべきことを豫想する所の農家は進んでその忠告に従はぬといはれてゐる。さすれば安定法のために供給の減少は妨げられ、更に安定法の擴張を要求されるやうになる。それではやはり底のぬけた風呂桶に汲込むと同じことであらう。

もと／＼大戦の非常時に暴騰したる價格を基礎として擴張された所の畑地は、世界の生産が常態に復した後に於いて縮小されねばならぬ。それは大戦當時の暴騰したる地價で土地を買ふたものに取り非常の打撃であるにちがひないけれども、終局において必要な整理である。カナダやロシアの處女地が盛に開かるゝことゝなれば、比較的老朽せる米國の麥作地の一部は拋棄されねばなるまい。強いて之を維持せんとするならば永久に米國內の市價を國際價格以上に吊上げ、しかも年々の過剰分を外國へ廉賣する外はない。従つて政府は年々幾千萬圓の損失を覺悟すべき筈である。

セリグマン教授は安定法の出來た時に之を批評していつた。「この案は理論上疑問的である。關稅を利用すれば國內價格を世界の價格以上に吊上げることが可能である。けれども吊上げを繼續するにはこの案の實施により生産の増加を來さぬやうにしなければならぬ。個々の農家をして供給増加から生ずる所の損失を負擔せしめるならば幾分よき結果が得られるだらう。之が案の成敗のかゝる所である」と。

もし米國の農家を悉く一の聯合的販賣協同組合に統一せんとする既述の計劃が完成したならば組合員は共同の責任において統制賣買の損失を引受けることゝなり、従つて協同の努力によつて生産増加を抑制するだらう。併しながら



政府が吊上策を行ひつゝ生産を抑制せよといつても恐らくは効果があるまい。

米國は此度の失敗に拘らず價格吊上を恒久的制度として保持するだらうか、之を以つて打切りとするだらうか、それとも適切な修正を加へるだらうか。何れにしても我日本の米穀法に取つて他山の石となることは疑ない。

七

最後に日本の米を問題

にする。

國民の主食物たる米の價格が暴騰暴落することは非常に不利である。それは全體において少々高くなつても平準を保つた方が消費者の望む所であらう。だから米價調節が成功すれば生産者たる農家の利益になると共に消費者のためにも利益になる。實に日本國民のために利益になる。

故に米價調節は徳川時代にも明治時代にも多少實行されなかつたことではない。特に大正に入つてから政府は度々臨機の調節策と講ずることゝなつた。けれども米價の變動は此頃から以後益々甚だしくなり、明治四十二年秋の最低十圓九十錢から大正元年夏の最高二十四圓九十錢に飛び、間もなく大正四年秋には十圓八十錢の谷底に落ち、更に大正九年初に五十五圓二十錢の高峰に走つた。此亂高下は歐洲大戰及之に伴ふ物價騰貴の影響でもあるけれども、しかも日本米は小麥等に比して變動の中が確かに廣い（前頁、日銀物價調による統計圖表参照）。

日本の米價の變動激甚なるは我國民が日本米に對して特殊の嗜好を有し、之に對して他國人が拂ふ以上の代金を出すからである。もし日本米が國際的の商品であつたなら、凶作には直ちに外米を以つて不足を補ひ、豊作には直ちに輸出を増加するから、價格變動の中は餘程狭くなる筈である。然るに不作の年には價格の差が餘程大きくならねば日本人は外米を代用しようとしなから日本米だけが暴騰する。豊作には日本米の相場が安くなるけれども之を外國へ輸出するには餘程の暴落を待たねばならぬ。外國で日本米を左程に尊ばないからである。近年朝鮮臺灣で日本種の米を出すやうになつたから幾分豊凶相補ふ機會が出来たわけだが勿論小麥の如く世界の諸方面に生産されるものと同様には行かない。これは日本國民に取り不幸な事であるけれども、嗜好の變らない限り如何ともすることは出来ない。

兎に角これでは困るといふので恒久的安定制度を創設することになつたのが大正十年以來現行の米穀法である。所が實際にやつて見れば米價調節は豫想以上に困難な仕事である。米穀法提出の當時、大藏大臣高橋是清氏は豊年

の安値を以つて米を買込んで凶年の高値に之を賣るのだから政府に利益こそあれ、損失にならう筈はないと説明したが、それは非常の思ちがひであつた。豐年の次に米を賣拂ふべき凶年が來れば問題は比較的簡單であるが、さう甘くは行かない。豐年が二年つゞけば米は變質してしまふ、利子は積る、倉敷料もかゝる。故に此商買は實際には全く損失つゞきであつて、實施後九箇年の間に九千萬圓、即ち一年平均一千萬圓を失つてゐる。それで米價平準の効果は何うかといへば、専門家にして之を否定する人もあり、幾分効果があるといふ人もあるが、大いに效を奏したといふ人は一人もない。つまり前記の損失九千萬圓は何のためにしたのか分らない。

然るに昨年秋は稀なる豐作で一年前に比し四割の暴落を來した。政府は極力買上を行つたけれども一向きゝめがない。それ故米穀法を廢すべしといふもの、更に進んで專賣制度に變更すべしといふもの、又制度は現行のまゝにして一層多くの資金を與ふべしといふものなど、議論まち／＼である。米穀法特別會計の資金は最初二億圓であつたのを後に二億七千萬圓となし、更に最近三億五千萬圓に増したから實際には前記の第三説が行はれてゐるわけだ。米價調節をする以上は相當に市場を動すだけの資金を持たねばならぬといふ説は正しいと思ふが、一層主要な問題はやはり供給制限にあるのではないだらうか。供給を制限せずして價格のみ吊上げんとすれば資金は何程あつても足るまい。これは小麦でも、コーヒでも、米でも同じ道理である。

そこで必要の場合に生産調節を爲し得るためには如何なる方法があるかといふに、まづ專賣制度を設けるか、然らずんば生産者自らの販賣同盟を實現する外あるまい。專賣制度といへば現在の煙草專賣の如く全國の農家から收穫の全部、又は自家用だけを引いた残りの全部を政府が買取つて、元賣捌人小賣人を通じて消費者に賣渡し、之によつて配給の全行程を政府が統制するのである。但しこの場合には煙草專賣の如く財政上の收入を求めるわけでないから形は同じでも運用方針は全くちがふ。つまりそれは現在の鹽專賣と似たものになる。米の專賣には行政上種々の困難も

あるらしいが、理論上では供給制限は徹底的に行はれ、価格は高くも安くも意のままになし得る筈である。たゞその統制の有力なるだけに運用方針を如何にするか、國民經濟上頗る重大なる意義をもつやうになる。従つてこの運用方針を定めずして專賣法を云々するは無意味である。その問題は後に章を改めて論ずることとする。

生産者の販賣同盟といふのは例へばカナダの小麥プールの如き、又は米國の協同組合計劃の如き、生産者の全國的
同盟によつて供給制限をするのであつて、その理論はカルテル、トラストのそれと同じく、潜在的競争を顧慮しつゝ
生産及價格の統制を行ふことである。今年の如き米價暴落の場合に政府も買上げを行ひ、農家自らも收穫の一部を貯
藏するやうな仕組があれば政府の失費は少くして割合に調節の效を現はし得るだらう。特に米は籾のまゝ貯藏すれば
玄米にしたものよりも變質が少いといふから此の如き仕組は頗る效果的であらう。更に進んで非常の豐作のあつた翌
年には再び供給過剩に陥らぬやう農家の側において協同して幾分生産を差控へるやうにでもすれば一層確實に價格調
節が行はれるだらう。然るに現今の日本では如何なる年柄でも生産を少くする企ては少しもなく、政府は一概に米産
額の増加をのみ奨勵してゐる。米穀法の農民に對する態度は汝等何程でも出来るだけ多くの米を出せ、價格問題は政
府が引受けてやるといふのであつて、しかも事實政府の買上高は限られてゐるから、前記の如き貧弱な結果になるの
であらう。故に昨今一部の指導者によつて唱へられ、現に實行に着手された所の全國的米穀販賣組合の計劃は頗る時
宜に適するものと思ふ。もしも眞にこの種の組合が成立して籾の貯藏だけでも實現し得るに至らば米穀法以上の効果
を生ずるにちがひない。但しその計劃が例の如く天降りの如くあつて組合員たる農家自身の自律自制を伴はぬ場合には
成績の擧ることを期待し得ない。

以上は米價調節に供給制限の必要なることを指摘したのであるが、かゝる方法によつて恒久的に日本内地の米作をして有利ならしむることが出来るか否かは頗る疑問である。又それが出来るとしても、かゝる企てが國民經濟上有利なりや否やは更に大なる疑問である。

專賣法にしても、又政府の買上による調節にしても、最重要の問題は何を以つて價格の最低限にするかといふことである。而してそれに就いては生産費を顧みることの必要なるは論を俟たない。この點において改正米穀法は正しき理論をもつてゐる。けれども生産費には色々あるから如何なる場合の生産費を標準に取るかを考へねばならぬ。

例へば最近帝國農會から發表された生産費の調査には種子、肥料、勞力、畜力、材料、農具、建物、公課及土地資本利子の九項目を掲げて一反に對する生産費は合計七十六圓九十九錢としてあるが、現行法の下にこれだけの生産費を償ふやうな價格を保證することは全く不可能と思ふ。何となれば右の生産費中土地資本利子は二十二圓五十八錢の多きを占めてゐるが、朝鮮臺灣の地價は内地に比し遙かに安いから、政府がかゝる保證をなせばこれ等植民地の米作は益々擴張され、その結果移入米は益々多くなつて内地相場を壓迫するであらう。つまりブラジル政府の調節が他國のコーヒー生産を奨励したやうなことになる。従つて鮮臺米の移入に關稅でもかけなければ右の最低限は守れない。併し朝鮮臺灣の米作は内地産の米の不足を補うために態々奨勵増殖したものであるから今更之が移入を抑へることは出来ない。

然るに假りに政策上の矛盾を忍んで鮮臺米の移入を停止した場合には何うかといふに、年々増加する所の人口を内地だけの産米を以て養ふことゝなるから、益々生産費を高め價格をも高めねばならぬ。それが一般消費者に對する重

き負擔となり他の産業の發達を非常に妨害することは申すまでもない。のみならず、日本米の産地を内地に限り、朝鮮臺灣に廣げないとすれば、日本米の鎖國的特質は愈々固定し、さなきだに相場の亂高下を生ずる所の豊凶の影響は現在以上に甚だしくなる。それは調節の目的そのものに反する。

我國の土地の價格が歐洲大戰時代に非常に暴騰したことは明かなる事實である。而して地價は其後下落しつゝあるけれども、それでもまだ中々高い。勸銀の調査によれば大正二年に普通田の賣買價格三百一圓なりしものが、同八年に七百六圓に飛んだ。それが次第に下つて昭和五年に四百八十九圓となつてゐるが、それでも農業の生産費を計算し見れば土地資本利子が前記の如く重くかゝつてゐる。そのために農業は引合はないのである。農業が引合はないならば土地は更に安くなるのが當然である。かゝる事情の下に米價を吊上げて地價との平均を得しめんとするは逆手であり、従つて前記の通りの無理が生ずる。土地の下落は現在の地主及土地に對して金を貸した銀行に取りては勿論非常の苦痛であらうけれども、大勢は止めることが出来ない。日本の農業を合理化するには土地資本利子の縮小が根本條件である。

鹽專賣の場合において我政府は完全に外國輸入品を排斥し國產自給を實現してゐる。内地製鹽業は今も尙昔の如く「藻鹽焼く海人が伏家の煙」を立ててゐる。即ち兎に角引合ふだけの價格を以つてその製品を政府に買上げてもらふ。政府は少しも儲けを取らずして之を全國民に配給してゐる。而して消費者は外國品に比して遙かに高い價格を拂ふべく餘儀なくされてゐる。それは化學工業の原料としてはあまり高すぎるといふので、その場合に限り外國產の使用を許すことになつた。つまり鹽專賣の現状を見れば、消費者に負擔をかけるのみにて政府の財源にはならず、生産者には辛うじて舊式な非能率的な經營をつゞけさせるだけのことである。もし米の專賣を實行するならば鹽の二の舞とならぬやう比較研究すべきである。しかも鹽の場合は各家庭での消費高が少いから價格が高くなつても生計費に影

響することも少い。又豊凶の差は米の如く甚だしくないから專賣局の數量調節が容易に出来る。これ等の點においては米の專賣は鹽の專賣と比較にならぬ程困難であらう。

結局米の專賣其他の國家的統制策を以つて我國の米作を恒久的に有利ならしむることは恐らく不可能であらう。特に米價吊上げによつて現在の地價の下落を食止めんとするは甚だ無理である。併しながら農家が自ら販賣組合を作れば相當有效な作用を米價の上に及ぼすであらう。更にその上に農家生活の安定を期するには多角的農業經營の一途が開けてゐる。多角的農業經營は米價及絲價調節の裏を行くものであつて本文の主題に直接理論上の關係はないけれども我國農業の將來に取り頗る重要な意義あるものと思ふ。

筆者は農業經濟の門外漢である。以上取扱つた問題の何れの點に關しても、自分の研究は未成だと思つてゐる。この一文を起草したのは米價及絲價調節の經驗を他のさまざまの品物についてなされたさまざまの價格統制の經驗と比較研究せんことを提唱したいからである。

自然的獨占品の價格統制

世界各國の產物は氣候地質地形其他の自然的條件によつて差別があり、之によつて各國間に分業が行はれ貿易が發達するのであるが、その中で或一二國が特殊の產物を出し、他の諸國が之と競争すべき自然的基礎を缺いてゐる場合にはそこに世界的な自然的獨占產業が成立することとなる。チリの硝石、ドイツのカリ、日本の樟腦等が最も著しき例である。此等の場合に自然的獨占を有する國はその特殊の地位を利用して世界市場を獨占し特別の利益を收めんがために種々の方法を講ずる。臺灣の樟腦專賣の如きはその一例である。樟腦は世界中臺灣及日本内地の外に殆ど之を產出する國がない。支那の南部に少々は出來るので、現に大戰直後一時は支那の樟腦がアメリカ市場に現はれたこともあるけれども恐るゝに足らない。つまり樟腦については日本の内側で競争さへしなれば日本が世界市場を統制し得るわけである。臺灣の專賣局は即ちかくの如き統制を實行してゐるのである。チリの硝石も同様の特產物であつて同國政府は嘗て長い間硝石の輸出税によつて國庫歲入の半分を收め、今でも尙歲入の四分之一を此方法によつて得つゝある。ドイツのカリ鑛業にありては政府が多くの營業者と結んで一大カルテルを作り政府自らその音頭を取つてゐる。大戰後アルサースのカリ鑛區がフランスの有に歸したが、ドイツとフランスと兩國政府が國際的カルテルを作つ

たからその獨占の力は毫も衰へない。かくの如く獨占の手段は或は政府の專賣、或は輸出税、或は強制的カルテルといつたやうに種々の形式を取るけれども、其品物の外國へ輸出さるゝ限りは外國人に課税したことになる。普通の租税は自國民の所得の一部を徴収するのであるが、この特殊の場合には外國人に消費税をかけて一國の歳入を増すことが出来る。財政上の財源として見れば無類の好條件といはねばならぬ。ただし近年における化學工業の進歩は人造の代用品を作り出して天然の獨占を破らんとし、右の絶好の財源も非常の脅威を受けつゝあることは後に述ぶる如くである。

然るに獨占とか競争とかいふことは理論上は兎に角、實際上は嚴格に區別し得ざるものであつて、結局之を程度の差別と考へねばならぬ。現にブラジルの珈琲、日本の蠶絲、英領のゴム等は前記の樟腦や硝石の如く強い獨占にはならないけれども、各世界市場における供給の半分以上を一國が占めてゐるから、假りにその一國の供給を止めるとすれば世界市場の價格は大に騰貴するに相違ない。従つて或程度には一國の政策によつて國際市價の統制をなし得ることとなる。そこで此等の場合には前段に述べたやうな外國人に對して消費税を課するといふ程の強い政策は取り得ないけれども特別の豐作又は一時の需要減退のため價格の暴落した場合に一時的吊上げを目的とする所の政策が取り得る。日本では蠶絲について大戰以後度々價格調節による救濟策を講じたが、ブラジルも亦一九〇五年以來同様の政策を繰返し實行してゐる。珈琲のヴァロリゼーションといふのがそれだ。此等の場合に取らるゝ所の方法は政府自ら市場に乗り出して買占をなすか、又は當業者に賣控へを勵行せしめて政府がその金融の便を提供するかである。この場合に政府が專賣を行へば調節は一層安全に行へるわけけれども、それは餘りに危険が大きいからまだ實行された例がない。かくの如き方法は日本の米の如き國內消費の目的物についても同様に實行されるけれども、今は世界的販路を有する品物のみについて考へて見る。

そこで以上挙げたやうな種々の價格統制策が今までに如何なる成績を收めたか、その成功又は失敗の原因は何であるかを研究することは學問上にも實際上にも頗る有益と思はれるが、まだまとまつた研究はあまり見受けない。自分の知る所では米國のブルキングス・インスチテューションの出版が唯一のものである (International Control of Raw Materials. By B. B. Wallace and L. R. Edminster, 1930)。

二

先づ樟腦と硝石の場合を考へて見る。チリの硝石は現に年額二億圓以上の輸出をなす所の國際貿易上の重要商品であるに對し、日本の樟腦は僅か數百萬圓の賣揚げを示すに過ぎないから、實際問題として兩者の重要な程度は全く比較にならない。けれども自然的には兩者共殆ど完全なる獨占を有する點において一樣であり、又最近に人造代用品の發明によつて著しくその獨占を破られた點においても一樣である。

臺灣の樟腦は日本が同島を領土としたる後間もなく一八九九年に專賣となつた。專賣になつてから生産高が多くなつたに拘らず價格も比較的高く維持せられ、従つて相當の專賣收益があつた。專賣事業としては成功したものと云ふことが出来る。然るに大戰前からドイツにおける人造樟腦の技術が漸次に發達し戰後には有力なる競争者となつた。現在樟腦の主たる用途はセルロイドであり、映畫フィルムも之を原料とするので、アメリカが最大の顧客である。然るに現在アメリカに輸入される樟腦の半分はドイツの人造樟腦である。それは一九二三年まで極めて微々たるものであつたが僅々七年間に非常の發達がなされたのだ。そこで臺灣の天然樟腦も以前の如き獨占價格を收めることは出来にくくなり、年々下落しつゝある。この專賣の將來については後にいふ如く種々考慮すべき問題があらうと思ふ。次にチリの硝石であるが、之も樟腦と同じく以前に獨占的天然資源であつたのが今日は人造窒素肥料即ち硫酸アン

モニア等の競争を受けることになった。チリの北端二州に跨がつて長さ數十里に亙る大きな砂漠がある。その土を數尺掘り下げれば硝石の地盤がある。依つて露天掘でその石塊を採掘して一度簡單な釜に入れて溶解して土砂を流してしまへば商品としての硝石が得られる。而かも砂漠は殆ど海岸に沿ふた所にあるから港へ積出す費用が極めて少い。

世界中かくの如き寶庫はチリの外に何處にもない。右の二州中一州はもとペルー領、一州はボリヴィア領であつたが、一八七九年戰爭の結果チリに割讓されたものである。それから英、獨、米の企業家が多數に入り込んで盛に採掘を始め輸出が増加した。チリ政府は一八九七年以來その輸出に對し百斤に付五十六セント即ち從價三割乃至五割に當る高率輸出税をかけて國庫の財源となした。それが曾て總歲入の半分に達したのである。つまりチリは此砂漠あるが故に年々數千萬圓の消費税を外國人に課することが出來たのだ。然るに近年人造肥料の技術が非常に進歩した爲めに形勢は一變した。大戰前にチリ硝石が世界における窒素肥料の供給の半分以上を占め人造品は半分以下に止まつてゐたが、最近にはその割合が逆になつて前者が二割二分後者が七割八分となつてしまつた。全體の消費高が増してゐるからチリ硝石の生産も減じはしないけれども市場において甚だしき競争を受け、そのために價格は安くなつた。

併しこの變化は極めて最近の事實である。チリ政府は數年前にかゝる變化の來るべきことを豫想したか否かは知らないが、實際には益々大なる獨占利益を收めんとする方針を取つてゐた。即ち同政府は一九一九年國內のすべての生産者を集めて事實上官立のカルテルを組織せしめ、大統領自らその委員の幾人かを指名して販賣政策の統一を計つた。その結果價格は充分に吊上げられ斯業の利益は激増した。蓋し政府は財政上輸出高の大なることを希望するけれども同時に自國同業者間の競争を省き、その財源の基礎を固めんとしたのである。然るに數年の後に此積極政策は行詰りとなつた。何となれば此間に人造肥料は非常な増産となり、チリ硝石は到底以前の獨占價格を維持することを得ないのみならず、國內に莫大なる滞貨を生じた。この滞貨を生じた原因の一部は右の積極政策により國內の硝石生産

業の擴張されたことに歸せねばなるまい。即ち獨占政策そのものが獨占價格を崩すに與つて力あつたのでないかと思はれる。何れにしてもチリ政府及當業者は一九二七年二月滯貨處分のため一時の方便として斷然カルテルを解體するの已むなきに至つた。そこで輸出は激増したけれども、價格は暴落しなければならなかつた。當業者は非常な損失を蒙つたこと申すまでもない。かくしてこの時以來チリ硝石は人造窒素に對して全く守勢を取ることゝなつたのである。官立カルテルは一年半の後再興されたけれども、最早以前の如き價格吊上げは行はれない。のみならず政府は輸出港における價格を保證することゝなつた。それは外國における賣値が政府の保證價格に運賃諸掛りを加へたものよりも安かつた場合において、その差額を政府から交付されるのであつて、つまり輸出税の部分的拂戻しと同じである。即ち以前には外國消費者に向つて前轉された所の輸出税が今は國內生産者に後轉されるやうになつたからその状態に順應して斯業を救濟するの必要を生じたものと解釋せねばならぬ。

かくの如くにしてチリ硝石はドイツ及イギリスの人造窒素に對し守勢的競争の態度を取ることゝなつた。一九二九年天然人造兩種の窒素肥料の間に國際的協定が成立し爾來度々協定條件の改定も行はれたが、この場合においても本來の競争力が強くなければ自己に有利なる協定條件を得ることは出来ない。本年の競争力を強めるにはやはり經營の合理化により生産費を切下げると共に輸出税の如き人爲の負擔を排除けるより外はない。それ故昨年（一九三〇年）來チリでは國內生産者のカルテルを改造して一大トラストとなす計劃が進行しつゝあり、最近のロンドン『タイムズ』はそのトラストの有望なることを傳へてゐる（Trade and Engineering Supplement, March 7, 1931）。

チリ硝石トラストは *Compania de Salitre de Chile* (Cosach と略す) と稱し、三十億ペソ即約七億五千萬圓の資本を以つて設立される。この資本金の半額は政府之を所有するが、その代償として政府は今までにまだ開發されない所のすべての鑛區の權利をトラストに與へる。而して政府は三十年間實施し來つた所の輸出税を愈々全廢し、唯右

の所有株式に對する配當と所得税だけを收める。但し直ちにこの制度を行へば政府歳入の缺陷を生ずるから、トラストは政府に對し三年間特別の納付金を差出す。トラストは株式の現金拂込及借入金の方法により現金を得て生産設備の改良を行ひ、經營の合理化を行ふ。天然硝石は過去において官立カルテルの保護の下に幾多の舊式設備を存續せしめてゐるから改良の餘地は大にある。交通不便なる鑛區を廢止して優良鑛區のみに力を集中することも出来る。又輸出港における積替へにバラ荷移轉の設備を用ひることも出来る。トラスト成立については數百の加入會社の財産評價をせねばならず、又改良資金の調達をせねばならぬから、幾多の難關あることは推測し得る。けれども一方に輸出税の負擔を免れ、他の一方に生産費の節約を行へば、天然硝石は尙充分人造窒素に對立し得べき計算が立つといはれてゐる。

チリ硝石トラストの成否及成立した場合の成績は今後の問題であるが、科學の進歩によつて天然資源の獨占がこれまで打破されたことは實に非常なる變化といはねばならぬ。而かも此變化が僅かに最近數年の間に起つたことは吾人の注意を要する所である。それにつけて臺灣樟腦の將來に關しても生産費切下の可能性及人造樟腦との協定の如き重要事項の研究すべきものが多々あると思ふが、本誌讀者中斯業に關係ある人々から資料及意見を寄せられるば幸である。

三

次に自然的獨占の第三の實例としてドイツ及フランスのカリ・カルテルを考へて見る。カリは樟腦及硝石と同じく天然資源が一國に獨占された場合である。而かも未だ前の二品の如く人造代用品の發明によつて獨占を傷けらるゝに至らない。けれどもそれにも拘らず別種の悩みをもつてゐることは後に述べる。

ドイツの kali (英語の potash と云ふのは同じものである) は各種化學工業の原料となる以外に、硝石と同じく廣

く肥料に用ひられる。主要の鑛區はプロシヤ領の南部ハレ、マグデブルグ、ハノーヴァー等であるが、一部はアルサースにある。プロシヤ政府は舊王家から引繼いだ岩鹽素と共に之が採掘を官營となし、國庫の財源となしてゐた。然るに民間の同業者が經營するもの次第に多くなつたにつき、一八七九年に同政府自ら中心となつてこれ等同業者と共にカルテルを結び各加入者に對し生産高の歩合を協定することゝした。これがカリ・カルテルの始めである。爾來協定は幾回となく改正されてゐるが、要するに政府中心の強制的カルテルであつて、その獨占は世界中他に同一の資源をもつ國がないといふ自然的條件に基く。カルテル組織は漸次に完全になり、一九〇五年にはカルテルの本部として一の有限責任會社が設立せられ、この會社が國內及國外の全市場を統制することゝなつた。會社の幹部にはプロシヤ政府が有力な地位を占め、價格も政府の指揮の下に決定された。政府の方針は政府自身及營業者の獨占利益を高くすると共に、國內の農業者に負擔をかけぬやうにすることであり、従つて輸出價格は國內販賣價格よりも高く定められるのであつた。即ちダンピングと正反對の差別方針である。

一九一〇年カリの價格決定は帝國政府の權限に移されたがカルテルの營業方針は變らなかつた。プロシヤのカルテルを帝國のカルテルに直したのはアルサス地方に新鑛區が發達した爲めである。従つて大戰後此地方がフランスに割讓された時にはカルテルの獨占は破れたわけだが、間もなく一九二四年に兩國間の國際協定が成立した。フランスでは割讓地のカリ工業の大部分を官營にしたから、この協定は事實において國家と國家の間の協定である。協定條件はフランス及その植民地の販路をフランスの生産者に與へドイツ國內の販路をドイツの生産者に與へ、其他の市場は之をドイツ七〇、フランス三〇の割合で分割することゝし、外國への輸出には共同の販賣機關を使用する。かくてカリ供給は依然として完全なる世界的獨占を維持し、兩國は外國の消費者に課税し得べき地位に立つてゐる。

大戰前のドイツのカリ工業はその自然的獨占にも拘らず、常に有利ではなかつた。何となれば政府の參加せるカル

テルの獨占は價格を高めるのに好都合であるけれども、價格の高きこと、従つて利潤の大なることはそれ自身新企業の勃興を誘つたから、生産設備は屢々過剰となり、操業短縮を行はねばならなかつた。大戰直後には需要の四倍乃至五倍の設備が出来てしまつた。かかる状態の下には固定資産の負擔が非常に高くなるから、如何に價格を吊上げても高き利潤を擧げることが出来ないこととなる。つまり高き價格をかけたことが過大な供給設備を生じ、その結果生産費が高くなり、益々價格を高くしなければ引合はなくなる。そこで新式の優良設備を有する企業は寧ろ價格を引下げ販賣高を多くせんことを主張するけれども、それでは舊式の非能率的な經營が立ち行かない。政府としても安き肥料を國內農業のために供給せんことを希望するけれども舊式企業をカルテルの組合員とする限り價格を引下げることが出来ない。結局この官立カルテルは舊式經營援助のために消費者の利益と新式經營の利益とを併せて犠牲とするものであつた。

大戰後カリ工業にも他の工業における如く合理化が行はれた。特にアルサスの鑛區がフランス政府の所有となり、新式設備の効果を擧げつゝあつたから、ドイツの當業者は大に覺醒せねばならなかつた。そこで一九一九年及一九二一年の法律の下に大改革が斷行せられ、三四年の間に百二十一の鑛區が閉鎖された。その閉鎖された生産能力は全體の四十五%に上るといふことである。だから今ではドイツのカリ工業は面目を一新して能率的に經營されるやうになつたのである。併しながら舊式經營は官立カルテルの内部にあつて、クウオータ即ち生産高の歩合を與へられてゐたから、之を閉鎖するには相當の權利金を拂はなければならなかつた。この權利金の支出が合理化されたる新企業の負擔となつてゐることは如何にも皮肉な事實である。

次はブラジルの珈琲である。

ブラジルの政府は一九〇五年以來所謂ヴァロリゼーションを行ひ、珈琲の價格調節を實現すべく努めてゐるが、珈琲は前記の樟腦、硝石、カリと同程度の獨占品ではない。國際聯盟編纂の統計年報によれば一九二七年から二八年の收穫年度における世界の生産高は二千三百萬クイントルにして、ブラジルは其中千七百萬即ち七割三分を占め、その翌年度には世界の生産高千六百萬に對して九百九十萬即ち六割二分を占むるに過ぎず。ブラジル以外にも蘭領東印度、南米コロンビア等多くの著名な産地があつて近年産額は増加しつゝある。けれども世界の供給の六割乃至七割を占むるものは相當の程度まで世界の市價統制をなし得ること疑なき所である。尙ブラジルの中でも珈琲の出る地方は限られて居て、全産額の四分三はサン・パウロ州が占めてゐる。つまり、サン・パウロは世界の供給の約半分を出すこととなり、その輸出はサントス港に集中してゐる。この事實は統制上都合がよいのである。

ブラジルにおける珈琲栽培は十九世紀の後半に發達したものであるが、一八九六年までは頗る有利であつたのが、その年から價格の暴落を見た。一八八六年から九六年まで十箇年のニューヨーク平均價格一斤十五セントに對し、一八九七年、九八年には七乃至五・五セントに下つた。當時世界の需要は引つゞき増加しつゝあつたけれども生産の増加が一層速かであつたのみならず、ブラジル貨幣のデプレッションが止まつたことは輸出貿易を不利ならしめたのであつた。かくしてブラジルにおける珈琲の滞貨は年々増加し一九〇二年には平作一年分の四分三に達した。それに加へて同年の收穫は非常の豊作であつたから市價は又々一斤五セントに落込んだ。それ故多くの栽培者は倒産し、銀行も大打撃を受け一般財界は深刻な不況に陥つた。一九〇五年再び大豊作の豫報あるに至つてサン・パウロ州のヴァロリゼーションが初めて企てられることとなつたのである。

ヴァロリゼーションの方法は珈琲の輸出に對して政府が税金を課してその収入を以て滞貨の買上を行ひ、尙政府が

外國資本家から資金を借入れて之を民間の持荷に對して貸下げるのである。勿論政府は價格暴落の時に買上げ、その恢復を待つて賣拂ふのであるから、その計劃が成功した時は利益を得るけれども不幸にして豐作つづきに會へば損失を蒙る。ブラジルでは一九〇五年から一八年に第一回、一九一七年から二〇年に第二回、一九二一年から二三年に第三回と三度のヴァロリゼーションを行ひ、一九二五年以後は「永久的防衛」"Permanent Defense"と稱して同じ目的のために一の常設機關を設けることゝなつた。前の三回は成功したが、最後の常設機關は非常な失敗に陥り、昨年十月の革命はその失敗のために起つたといはれてゐる。

ヴァロリゼーションの要點は第一に我國の米價調節と同じく豐作の時に買ひ不作の時に賣ることである。米の場合には二年間も貯藏すれば變質するけれども、珈琲は數年間の貯藏に堪へるからその心配はない。然るに珈琲は苗を植えてから六七年の後に始めて結實するのだから栽培者は六七年後の市況を見越して作付反別を増加することになる。前世紀の末までは珈琲が有利であつたゝめに盛に反別を増加し、そのために他の作物たる米、豆、玉蜀黍等は顧みられず、此等の作物を廢して珈琲に移るものも多くあつた。爾來ブラジルの農業は珈琲の一途に向ひ、今でも穀物の輸入國となつてゐる。そこで世界の珈琲需要が作付反別の増加と歩調を共にすれば問題はないけれども、反別の増加が過大なる時は年の豊凶に拘らず大體において供給過剩とならざるを得ない。しかも工業品ならば生産設備の過剩となつた場合に一時的に操業短縮をなし得るけれども、農産物はそのやうな方法により供給を制限することが出来ない。従つて珈琲園そのものゝ擴張を適當に制限することは珈琲の價格調節に缺くべからざる一條件といはねばならぬ。併しながら政府の買上等により價格の不安定が除かれ、特に幾分なりとも獨占的利益を生ずる時は、自然新園の植付が奨励せられ、數年後の過剩を誘發することゝなる。ここにヴァロリゼーションの矛盾があるのである。

前後四回のヴァロリゼーションの經過を要約すれば次の如くである。

第一回 一九〇五年十月サン・パウロ州政府は、始めて輸出税を課し、翌年八月より買上を行つた。政府の持荷は一九〇七年に至つて平作一箇年分に相當する高に上つた。それでも市價は尙下りつゝあつた。依つて政府は一九〇八年十二月英米獨の銀行から借金して持荷の維持を計り、其後十年間に徐々に機を見て賣出すことゝした。一九一四年までに借金を返し最後に政府は利子倉敷料等を支拂つて約一億圓の利益を得た。價格は一九〇五年以前の如き激變を避け得たから生産者商人銀行家も利益した。海外消費者は市價安定の利益を得たともいへるが、併しながら幾分獨占的高價を課されたかも知れない。少くとも消費者たる米、佛、獨の諸國にてはこの調節は不人氣であつた。

第二回 大戦中歐洲の販路は縮少し、滞貨は増加し、戰爭の終つた一九一八年に珈琲は非常に安くなつてゐた。依つてサン・パウロ政府は一九一七年七月に約五千五百萬圓の借金をして買上を再開した。その時幸にして二年間不作がつづき、且ドイツの販路が恢復したから、價格は昇り、政府は容易に持荷を片付けることが出来た。政府の利益は投資に對して七割に達した。

第三回 一九二〇年豐作及需要減退のため市價激落した。依つてブラジル聯邦政府は借款を起して買上を行つたが、この時も不作のため價格騰貴し調節は成功した。

第四回「永久的防衛」 一九二五年サン・パウロ政府は、「永久防衛局」を設け、輸出商及栽培者の代表と二人の大臣を委員として其運用に當らしむることゝなつた。政府は約一億圓の外債を得て産地に多數の倉庫を築き、生産者が珈琲をその倉庫に貯藏する時は金融を與へた。内地からサントス港に出荷があれば出荷税を課してその收入を借金の元利償還に充當した。この政策により數年間價格は稍高くなつてゐたが、貯藏高が増加した所へ、一九二八年の大豐作が來た爲めに、非常なる恐慌を生じ、政府は之を救ふ能はざるに至つた。政府は再借金をなし、局の管理は銀行家に引渡された。併し一九二九年秋以來世界的不況のため政府の金融は意の如くならず、加ふるに三〇年の作柄は

良好であつたから滯貨は激増し、價格は暴落した。三〇年十月革命後新政府は極力價格維持に努めてゐるがその効果は微弱である。

右の難局は作柄の廻り合せ悪しきにも依るけれども、ブラジル以外の産額増加といふ事實を無視することは出来ない。ロンドン『エコノミスト』の一九三〇年史によれば近年中米及アフリカの珈琲産額が増加し、それが歐洲市場にてブラジル産と競争しつゝあるが、これ等諸國の生産の發達は過去におけるブラジルの價格吊上策により奨励されたものである。さすればブラジルの政策は漸次既述の矛盾の結果を生じ、今後において以前と同様の成功を收むること益々困難になりはせぬかといふ疑を生ずる次第である。

五

以上述べ來つた樟腦、チリ硝石、カリ、珈琲の四の場合の内、樟腦とチリ硝石は曾て殆ど完全なる自然的獨占を有してゐるに拘らず人造代用品のためにその地位を冒されつゝある。珈琲は代用品は起らないけれども、最初から自然的獨占が不完全であつた所へ價格統制を試みた爲めに却つて外國の同業者を奨励するの矛盾を惹起した。人造品にも外國の生産にも脅されないのは獨佛のカリだけであるが、この場合にもドイツ國內において新坑の勃興するために供給過剩、利潤減少の危機を生ぜしめた。すべての場合に共通なることは獨占的統制そのものが他の競争者の出現を奨励することである。獨占的統制は一時よくその效を奏したやうに見える場合でも、價格の吊上の程度が大なるときは結局失敗となる。獨占は自ら獨占利潤を抑制するに非ざれば永く之を維持し得ないといふことは民間の自由企業たるトラストの場合に實證されてゐるが、國家の力により獨占を保證した場合にも必ず顧慮せねばならぬ所であるらしい。又獨占的企業は能率の改良に熱心ならざるの弊を生じ易きことも一般に認められてゐるが、實際にその弊の發生

した場合には結局何かの形において新企業の競争を誘發しなければ止まないと思はれる。而してドイツのカリ、及チリの硝石の如く國家が舊式企業を擁護した場合には究局の打撃は甚大となるのである。

こゝに引つづいて獨占的商品の價格統制の實例を敘述するならば當然日本の絲價統制策に及ばねばならぬ順序である。又米國にて一昨年（一九二九年）以來實施された小麥の買上並に日本の米價調節も類似の場合として研究すべきである。けれども此等の事實に關しては既に發表された資料も多いから詳細を省いておく。日本の米は海外に販路を有せざる點において以上述べ來つた種々の場合と全く異なるけれども、その農産物であり、従つて豊凶の調節を要すること、並に價格吊上が度を超ゆる時に内地及朝鮮臺灣にて供給増加を奨勵するの結果を見るべきことの二點においてブラジルの珈琲と類似してゐる。蠶絲に至つてはその世界的獨占の程度において珈琲と類似し、且人造絹絲といふ代用品の進歩の著しきことにおいて樟腦及硝石と似通つてゐる。現在日本の蠶絲産額は世界の六割五分を占めてゐるが、支那の同業の發達は極めて著しきものあり、日本にて供給を制限すれば支那絲をしてその販路に侵入するの機會を得しめる。人絹は僅々數年前にはその消費高蠶絲に比して遙かに及ばなかつたが現今では人絹が却つて蠶絲の數倍を占めることゝなつた。人絹の品質は年々改良されるが、その生産費も亦最近七八年間に激減してゐる。これは何れも蠶絲價格の獨占的統制を困難ならしむる條件である。日本農業の二大産物たる米と蠶絲が政府の價格統制を受けつゝあることは我經濟政策上の重大問題であるが、その何れの場合にも政府の力を過信することは出来ぬ。それについての對策は固より本篇の問題外であるけれども、第一、現在及將來の競争者の力を重視すること、第二、常に能率の進歩に刺戟を與へることを條件とせねばならぬ。

米國の景氣挽回策

— N・R・A について —

一 N・R・A

バンフ太平洋會議に行つた日本代表たちは日本の國情についての知識を先方へ輸出したが、それと引換に輸入して来る知識は、恐らく米國の景氣挽回政策たる N・R・A のそれであろう。太平洋會議の出席者に限らず、當分アメリカから歸る人の土産話はこの N・R・A の消息で持ち切りだろうと思ふ。何となればアメリカの景氣がよくなるか否かは彼の國と密接な貿易關係にある我國のもつとも關心する所であるに相違ない。のみならず、この政策は世界のいずれの國も今までやったことのない經濟的一大實驗であり、もし、それが計畫通り實行されればロシアの社會主義計畫經濟と對照すべき資本主義統制經濟の見本になるべきものである N・R・A は國民産業復興法 (National Industrial Recovery Act) であつて、その目的とするところは不景氣挽回策に外ならないけれども、その方法が從來認められなかつた經濟理論を前提としているので、これは單なる復興に止まらずして一つの變革となる。現にその復興局當事者の一人が經濟的革命的到來だといつてゐる。この政策の成敗は一時の景氣挽回ばかりでなく世界經濟史上に重要な足跡をのこすものとなるであらう。

かくの如き大膽なる政策が提出されるにはもちろん非常時氣分が必要である。N・R・A の法文第一條に

廣はんなる失業と産業の混亂を生ぜしめ、その結果内外商業を妨げ公共の福利を害し、國民の生活水準を墜落せしめる所の全國的非常状態（エマーゼンシー）の存在することをここに宣言す

とある。この法律は二年の後即ち一九三五年六月までその效力を有する所の一時的のものとなっている。

アメリカでエマーゼンシーとゆうのは日本の非常時とは性質を異にし、國民が如何にして極度の不景氣から免れ、如何にして一、二〇〇萬の失業者に職を與えるかとゆう難問に出遇つて、ここに一大決心をしなければならぬことになったことである。即ち一九二九年秋のニューヨーク株式恐慌まで、アメリカはいわゆる萬年景氣で世界各國の羨望的となつていたが、その後景氣は急坂を駆けおりる姿となり、「近いうちには回復するだろう」などと思つていた樂觀が全く裏切られ、今では世界一の失業國となつてしまつた。今年に入つては到る所の都市でスूपやパンの施しをするとルンペンがいくらでも集つてくるようになった。

二 青鷲のピラ

この時に當つて「アメリカには一人たりとも飢える人があつてはならぬ」と叫んで出て來たのが新大統領ルーズベルトであつて、彼の政策は最初からエマーゼンシー氣分に満ちていたが、去る六月一六日に發布された産業復興法こそはその非常時政策の白眉である。N・R・Aの本部は歐洲大戰時代に參謀本部にあつて殊勳を立てたヒュー・ジョンソン將軍を長官とし、七月以來不眠不休の活動を續けて計畫の細目を準備し、又あらゆる手段を講じて宣傳を試みつつある。宣傳の目的は一般民衆をして政策の趣意を理解せしむるばかりでなく、これによつて輿論を沸騰せしめ、輿論の力を背景として、その實行を促進せんとするのである。

私がパンフの會議を終つてシャトルを行つたのは八月末であつたが、政府はN・R・Aに参加したものに青鷲のピ

ラを與えて、窓口え張ださしめ、青鷲のない商店、工場は、愛國的でないという精神的威かくを感ぜしむるようにしてきた。新聞でもハースト系のものは極力その宣傳に努めていた。

それはまだ序幕の時期であつて中幕、大喜利はこれから先になりその實效の現れるのは來年の春を待たねばならぬ。

三 N・R・Aは統制經濟

N・R・Aの法文は二つの部分より成り、その第二の分は大規模の國營土木事業を起すことで、そのため政府は三億ドルを支出し得ることになって居りその内一〇億ドルの使途は八月一日までに決定された。これから先に實行さるべき事業のうちにはテネシー河流域開發工事の如きぼう大なる計畫が含まれ、又都會の失業者に小さい農地を與えて一家の食糧だけを耕作させるといったような面白い趣向もある。

然しながら、かくの如きは不景氣の際にいずれの國も採用する政策であつて、唯アメリカのこれが特別大規模に決行されるだけのことである。然るにこの法律の第一部は前にゆうような資本主義計畫經濟を實現せんとするものであつて、アメリカの全主要産業とそれに従事する労働者を組織化し、主要商品の價格を統制する所の新政策である。

大統領の聲明書には「アメリカには一人たりとも飢える人があつてはならぬ」といった言葉に次いで「労働者に生活賃銀以下のものを拂うことによつて僅かに生存し得るようなそんな企業は我が國において存續すべき權利を持たぬ」といつている。

N・R・Aの景氣挽回策は失業者を就職せしめるのみならず、一般の賃銀率を一九二九年恐慌以前の程度まで引あげて、これによつて農工産物の消費を盛んにし、従つて各種産業の立行くようにすることである。そこで賃銀を引あげればやがて生産物の價格をも引あげねばならないから、その價格維持の機關として産業のカルテル化を公認するこ

とが必要になる。又他の一方引あげた賃銀率を維持するには労働組合及びその團體協約を公認することが必要になる。かくの如くカルテルと労働組合とを一般的に公認し、それ等機關の運用を國家が後援するとゆうことは、これ即ち全國民經濟の組織化であつて、アメリカは固より他のいずれの資本主義國もいまだ曾て試みたことのない新政策といはねばならぬ。

賃銀を引あげ、物價を引あげれば消費者の經濟を脅かす恐れがあるから、政府としてはカルテルの價格政策に干渉し獨占利潤の發生を取締らなければならぬ。又賃銀引上げは一般民衆の生活程度引上を意味するので、それこそ本來の目的ではあるが、ここにも各種産業間の鈞合をとるの必要があるから、矢張り政府として絶えず監視を行はねばならぬ。さすればN・R・Aの下に發達すべきカルテル及び労働組合は今までの資本主義社會におけるそれ等機關の如く各自獨立のものでなくして、國家により統制されたる國民經濟組織の一部分として存在の意義を有することになる。即ち價格や賃銀は自由競争市場の需要供給よりも寧ろ國家の政策によって決定されることになる。ここに新政策の結果は資本主義經濟組織の變革となるべき要素が存在するのである。

四 顛倒された經濟理論

かくの如くN・R・A政策は國家の力を以て企業を束縛し賃銀、物價、利潤の動きを統制することになるから、結果において資本主義經濟組織の變革と考えられるのであるが、しかしながら、この變革は固よりアメリカ政府がその目的として變革を要求する故に生ずるにあらず、景氣挽回のため、即ち資本主義企業を立ち行かせるために取る所の一つの政策の結果としてここに至るのである。ロシアにおいて見た如く無産者の政治的獨裁權を樹立し、無産者のための革命を遂行すると全く趣きを異にし、資本主義自らがその原理の修正を行うのである。

從來の經濟理論から考えれば労働者の賃金を引上げ労働時間を短縮することが景氣回復の手段になるなどとは思いがけないことであろう。賃銀引上、時間短縮は製品原價を高め企業の利潤を消滅せしめるから、それは經濟活動を促進するどころでなく、却て經濟の破壊と考えられるであろう。寧ろ賃銀を引下げ原價を安くし、従つて物價を安くすることによつて新企業の勃興を促すのが順當の政策とされねばならぬ。賃銀引上の如きは景氣挽回の後に來るべきものである。然るにアメリカの新政策はこの順序を顛倒してまず賃銀を一九二九年七月の平準まで引上げ、かつ労働時間の短縮、少年労働の廢止をも斷行し、かくしてまず人爲的に失業を除き賃銀所得を増加することとし、その結果物資の需要が起り、これに應ずるために生産が盛んになり、企業の利潤も發生するようになることを期待するのである。

だからアメリカでもこの政策に對し反對の主張を持つものが少くない。のみならず、實際において政策實行の前途に種々の障害が存在することは何人もこれを認めて居る。けれどもルーズベルト政府は斷固たる確信を以て既にその實行に着手し、木綿工業、木材工業においてはすでに賃銀引上その他の條項を實施することとなつた。然して民衆は大體において政府の態度を支持しN・R・Aの宣傳は勢よく四八州の隅々まで行はれつつある。

五 産業合理化の行詰り

然らば何故にルーズベルト政府が、かくの如く顛倒されたる原理を採用するに至つたかとゆうに一言にしていへばいはゆるラッシュナリゼーションの行詰りを體驗したためである。アメリカでは機械を極度に應用して人力を省き經營組織を能率的にして生産上の無駄を排除することにより産業の繁榮を求め、その政策において從來いづれの國よりもよく成功していたと信ぜられるのであつた。けれどもそれにも拘らず深刻なる不景氣が來た。

何故であるか。その答をルーズベルト及びその周囲にあるいはゆるブレイン・トラストの人々は需要の不足にありとした。需要の不足は一般民衆の所得即ち賃銀所得が萎縮したからである。如何に合理化を行って安い物を賣りだしても、買う人がなければ産業は成り立たない。そこで現在物価の安いことは新企業を促進せず、却て益々物価の前途を悲觀せしめ、新企業を閉息せしめる所の動機となる。

かくして人氣は益々萎微する一方となつてしまつた。この時に當つて保守的な態度をとる者は忍耐して一陽來復の時を待つべしとするが進取的な人々はその無爲の状態に満足せずして景氣挽回の近道を考える。

その二つの態度のいづれがよいかはここに論ずる限りでないが、兎に角米國政府は飛躍的な大決心をなした。そこで國內一齊に賃銀引上を以て購買力の増進を計り、これによつて景氣を盛立てんとする空前の實驗に取りかかった次第である。

六 トラスト法中止

N・R・Aはかくの如き非常時的ふん圍氣の裏に立案されたものであり、從來の米國政府の傳統的政策と矛盾する所が少くない。その主要の點を擧げれば第一に新政策は一八九〇年以來のアンチ・トラスト法の中止を意味する。

當時スタンダード・オイルその他の大トラストが出現したので彼の國の輿論はかくの如き獨占の怪物が經濟社會にばつこする時は消費者の利益は全く破壊されるだろうとゆうので企業聯合による獨占利潤をとるものを嚴刑に處することとした。このトラスト反對法は實際において獨占禁止の効果を奏したとはいえないけれども、幾分横暴なる獨占者を取締ることが出來、少くともカルテル抑制には役立つのである。

然るに新政策によりまず賃銀引上を行つとすれば企業者に對して價格の引上を許さねばならぬ。それには個人的で

なく團體的即ちカルテル式の引上を行はしめる外はない。N・R・Aの法文にもトラスト反対法の例外を設ける旨が記されてある。これは傳統政策からの一大離反である。

七 労働組合公認

次に賃銀引上げを行つてその率を實際に維持せんとするには労働組合の力を用いねばならぬ。よつてN・R・Aの法文に労働者は

「組合員たるの故を以て解雇されることなし

とゆう、日本で流産した組合法と同一の規定が挿入されている。政府の方針は明らかに全労働者を組合化し、完全なる團體協約を行はしめんとするものである。然るにアメリカの大企業家が今まで採り來つた労働政策は明かに組合否認である。ユー・エス・スチールの如き、又フォードの如き労働者に對して高き賃銀を與え、よき待遇を與えるものでも組合だけはこれを斷然排斥している。彼等はこれをオープン・ショップの政策と稱し組合員と然らざる者とを問はず、自由に就職せしめるのだとゆうが、事實は組合員に對してのクローズド・ショップになつてゐる。これに對しアメリカ労働總同盟は團體協約を主張し、組合員のみを就職せしめるとゆう意味においてのクローズド・ショップを要求するのであるが、今までの所は大體雇主側の成功となつてゐる。だからこの點においても新政策は傳統に離反し、そのために現にヘンリー・フォード氏などの反對を受けてゐる。

八 總經費の問題

上に述べたような現状の上に新組織を、しかも數ヵ月後の後に築きあげることが、果して出来るか否かは大いなる

疑問である。法律が出来てもその實效を擧げることがなかなか容易であるまい。けれども理論的に考えてN・R・Aは従來の原理に逆行するが故に不可能なりとはいえない。

雇主と労働者との間に高き賃銀を協定せしめると共に雇主のカルテルをしてその賃銀引上による不利益をカバーするだけの高で價格を協定せしめる。かくの如きは固より一人又は一産業だけでは實行し得ない所であるが、全國、全産業を通じて勵行すれば行い得べき道理である。一見したところ企業者はそれによって得る所がないようであるが、實は然らず、全労働者の購買力が復活すれば物資の需要が高まる。その時になれば現在休轉している機械その他の生産設備が動きだすから、商品單位に對する總經費の割當が軽くなり、そのために利潤のマージンが生ずるはずである。唯賃銀引上と同時に價格引上を行うことは需要の増進を助ける所以でないから、大統領の聲明書には企業者に對して價格引上を出来るだけ遅くし、その間に景氣上進のら旋運動が始まる様にせねばならぬことを警告している。

問題は商工業者が果して

- 一、その筋書通りに賃銀を引上げながら價格鈎上を差控えるであろうか。
 - 二、彼等はカルテル公認制を果して悪用せぬであろうか。
 - 三、たとい悪用せずとしてもかかる状態の下に銀行から信用を得ることが出来るであろうか。
 - 四、又大企業はこれに堪えるとしても弱小企業は没落の悲鳴を擧げるようなことはないだろうか。
- といったような色々な疑問が起る。理論的には出来ることでも實行上には出来難いことがある。だからN・R・Aは一つの經濟的實驗と稱せられるのである。

九 N・R・Aの進行

N・R・A實施の計畫を見るに政府は主要なる大工業即ち鐵鋼、石炭、石油、木綿、木材等を始めとして、多くの産業における同業團體を全國的及び地方別に組織せしめ、その同業團體をして賃銀、價格等の決定に關するコード即ち規則を編制せしめる。然してその規則は大統領の承認があれば法律同様の效力を生ずる。

政府はこの規則の編制及び運用は各産業の自治であると稱し、又事實において出來得る限り各企業者の自由意志により參加せしむる方針をとっているが、然し萬一參加を肯ぜざるものがあつてもカルテルは公認せられ、カルテルの作つたコードは非加入者にも適用されるのである。そこで現在までにコードを決定し得た産業は木綿、木材など二、三の産業に止まるが、コードの原案としては既に幾百の案がN・R・A本部に提出されたそうである。政府がその原案を審査するには本部に企業者、労働者、消費者の三方面を代表するところの三つの諮問委員を置き、それ等機關の忠告により決定するのである。

各産業において編制すべきコードの原則は立っているが、それぞれ特殊事情によりて例外を認めなければならぬ。それについて諮問委員會は當事者の陳情を聴くことになっている。そのため審査は政府の思つた程迅速に進行しないやうことである。けれどもN・R・Aは景氣挽回策であるから早くこれを實行に移さなければ効果が無い。今後一、二カ月のうちに少くとも主要産業だけは曲りなりにも形を整えるであらう。だから新政策の實施はこの秋に始まり來年春に至つてその効果を生ずるわけである。

一〇 ブランケット・コード

政府は一方各同業團體を促してそれぞれコードの編制を急がしめると同時に、まず準備行爲として自らブランケット・コードと稱する準則を公表し、各企業者をしてこの準則により營業することを誓約せしめる。この誓約は大統領との個人的約束であると稱せられ、従つてこれに参加すると否とは全く各企業者の自由であるが、然しそこに輿論の力を利用する手段として例の青鷲のピラを使い、やがては労働團體、婦人團體を動かして、「買物はすべて青鷲の店より」といったような社會運動を起すわけである。

又このブランケット・コードの條項が眞の産業コード編制の標準になることはもちろんである。如何なる條項がそこに規定されているかとゆうに

- 一、には本年九月以後一六歳未満のものを使用せぬこと
 - 二、各種商業にあつては一週四〇時間を最高労働時間とすること、但し營業は五二時間以上を行うこと
 - 三、工場にあつては一日八時間一週三五時間を最高労働時間とすること
 - 四、賃銀を大體一九二九年の率に引上ることとし、それには商業の場合には各都市の人口を目安として一週一二ドル乃至一五ドルの最低限を設け、工業の場合には一時間四〇セントを最低限とし、但し一九二九年七月に四〇セント以下の賃銀を支拂いたるものはその當時の賃銀を最低とし、一時間三〇セント以上に定めること
- これだけの條件が各産業のコードに含まれねばならぬ。その以下の労働條件を規定する場合にはこれを例外的に認めることもあるが、それはN・R・A本部の承認を必要とするのである。労働時間の方は兎に角として賃銀の方は現在非常に安くなつてゐるからこの引上は可なり思い切つたものであるらしい。

一一 資本家の立場

このように、賃銀引あげはコードによって規定されるが製品の價格は需要の増進を待つて始めて引あげが出来るのであるから、新政策の下における企業家の立場はなかなか容易なものではない。漫畫に描けばハーゲンベックの虎が火のついた輪を飛び抜ける程の決心を要することであろう。然し企業家にとつて都合のよいことには從來のアンチ・トラスト法が中止になり、價格維持が同業者の協定によつて公然なし得られるのである。

企業家は價格を維持するために生産高を協定することも出来る。需要が増進すればそれに乘じて價格をつりあげ、需要が増進しない場合には生産制限を以て市價の統制を計ることが出来る。

然し生産制限、従つて勞働者使用數の減少となればN・R・Aは失業救済の大目的に失敗する結果となるから、そのような場合には政府はインフレーションなり又その他の方法なり、相當の政策を用いて價格つり上げを可能ならしめるであらう。

そのみならず、N・R・A計畫のうちには、萬一國內の物價が高くなり、そのため外國輸入品の競争に堪えないような事情が発生した場合には、大統領は關稅審議會の議を経て關稅引上又は輸入制限を行う權限を持つてゐる。だから企業家の利益が十分保護されているわけである。

悪口をゆう者はこの新政策の實施によりまず利益を受ける者は勞働者でなくて却つて資本家である。資本家は自由自在にカルテルを運用して價格をつり上げ利潤を得るが勞働者は却つて賃銀の高くなつただけ物價騰貴によつて得失相殺の立場に置かれるだらう。お先え失敬して騰貴のエレベーターに乗るものは勞働者でなくて、資本家だらうなどといつてゐる。それも全く有り得べからざることはいえない。

一一 農業

N・R・Aは産業全般に關するといつてもその實現の範圍は主として大産業に限られている。アメリカで國民の二五パーセントが従事する所の農業はどうなるかとゆうに、それについてはいはゆる農業調節法、Agricultural Adjustment Actなるものが併行的に實施せられ、農産物の價格引上げを行うことになつてゐる。この方法は最近日本において米につき立案中のものと同じく、小麦及び棉花の栽培面積を制限することとし、減反を行ったものに賠償金を與える。その賠償金の財源としてこれ等原料に加工する者から加工税を徴收するのである。棉花の加工税をとる以上はその競争品たる生絲についても加工税をとられるかと心配した者が日本にあつたが、今の所それは免れたらしい。兎に角この農業調節法は實質上N・R・Aの一部ともゆうべく、兩者相待つて景氣挽回に役立つことが期待されてゐるのである。

一三 對外關係

さてかくの如くして國內的には産業統制が出来るわけであるがこの統制の結果對外關係はどうなるものか。これが一つの難問である。アメリカの物價が一齊に騰貴すれば海外の競争品が流れ込んでくるのは當然のことである。それに對して法律は前に述べた如く關稅引上げ、輸入制限の行政權を大統領に與えた次第であるが、それがアメリカの輸出産業に如何なる影響を與えるであらうか。

弗の相場が十分下らない場合にはダンピングするか又は輸出奨勵金でも與えなければ輸出は出来ないことになる。そののみならず大統領が關稅引上の權を與えられてゐる所につけ込んで、無謀なる保護主義の實行を迫る者が出来る、

その運動が成功すればアメリカは益々自給ブロックの國となる。かくの如き世界經濟を無視した政策が終局においてアメリカ自身の利益となるや否や、そこに非常な疑問がある。

ルーズベルト大統領が最初關稅引下を主張して選舉に臨んだのは、アメリカとして孤立的經濟政策をとることがヨーロッパ諸國の利益を害し、その反動としてアメリカにも不利となることを考えたからである。

然るに今N・R・Aを實行せんがためにその孤立政策に輪をかけるような結果となれば景氣挽回は結局失敗に終るであらう。

然しこの對外關係はアメリカの物價騰貴の程度、ドルの相場、關稅政策の運用如何等色々の事情に支配されるのであるから、豫め論斷を下すわけには行かない。N・R・Aが日本の貿易その他に及ぼす影響も一概に判斷は出来ない。それについては同政策の今後の發展如何を注視する外はない。

一四 N・R・Aの行方

N・R・Aは景氣挽回策として議會の承認を得たものであつて、經濟組織を變更することは本來の目的でない。景氣は本年三月以來徐々に回復しつつあるので、もしも今後この回復が顯著であればもはや統制經濟の必要なしとしていつでも放棄されるであらう。然し自然の勢いとしての景氣回復が遅い場合にはN・R・Aの勢力が強くなる。それは二年の期限をつけたものであるけれども、一旦筋書通りの統制經濟が成立すれば、それは必ず既存の事實となつて長く残つて行くのであらう。N・R・Aの興味はそれが社會主義の如く分配關係の現状に對する不平不満から起つたものでなく、却て資本主義社會がその自然の運行によつて自らの景氣挽回を持ち來すこと能はざるがために、一種の統制經濟を案出したとゆう一點にかかる。然してかくの如き政策の實現されるや否やとゆうことも又資本主義社會の

自然的反撥力の強弱に左右されるのである。(『朝日新聞』に、昭和八年九月二十九日、三十日および十月一日の三回にわたり掲載)

昭和八年『産業能率』第六卷第十二號に轉載

小額紙幣の發行と其將來

今回發行せられたる小額紙幣、即ち補助貨幣に代用せらるゝ目的を以て發行せられたる紙幣は、所謂一時的の應急策に出づるものにして、戦後一箇年を経過すれば其全部を回収するとの條件の下に發行せられたものゝ様に記憶して居る。是れは經濟上より云ふも、亦實際に於ても唯一時的のものとしてのみ許可する事を得るもので、之を何時迄も、永久的に繼續すると云ふ事は、決して其策を得たるものに非ざるかの如く考へられて居る様である。

然るに吾人は之に反し、右の説とは反對に、或は之が結局補助貨幣の最も進歩したる形式を備へたるもの、換言すれば將來の補助貨幣は、結局斯くあらねばならぬものであるまいかと信するが故に、茲に本論を本誌に公表し以て世間識者の高教を請はんとするものである。勿論此の如き重大問題は、研究に研究を重ね、現今吾邦に行はるゝ貨幣制度を詳細に調査した上で論ず可きであるが、憾むらくは今日の吾輩には俗事に忙しく其閑を得ぬ。故に唯此所には其豫て懷抱せる所信の一端を述べて先輩の叱正を請はんとするものである。

元來銀貨、銅貨、白銅貨等の補助貨幣が、何故に金の價格を以て流通し得るかと云ふに、之は國家が法貨として發行した爲であるが、然し此は單に普通一遍の説明に過ぎざるものにして實は何時でも之を同額本位貨幣、又は同じく

同額の兌換券と交換し得ると云ふ條件の下に、其表面價格が維持せらるゝに過ぎないのである。本來補助貨幣には其額分となつて居る流通の範圍が一定せられてあるのであつて、即ち小取引にのみ使用せらるゝが其特質なのであるから、若しも其補助貨幣の發行高が、此小取引の需要以上に上つた様な場合ありとすれば當然の結果として其價格が下落す可き筈である。即ち本位貨幣に對する兩替に多くの「切り賃」を取られる様になる筈である。而も此の小取引の分量なるものが頗る一定せざるものなるが故に、其取引點の變動に應じて補助貨幣の供給方法も亦、人爲的に之を増減すると云ふ事は到底出來ぬ筈である。

然るに夫れが、何故に適當に整理せられて、何時でも此補助貨幣が本位貨幣と同様の價格を以て通用せらるゝかと云ふに、是は日本銀行を初め其他の諸銀行に於て、之を自由に本位貨幣と交換し、或は同額の兌換券と引換へて呉れると云ふ安心が附いて居るからである。即ち斯くて補助貨の本質が云はば兌換券と同様何等其本質に於て差異無きが爲めで若し強いて兩者の間に差異を附すれば、唯之を造る材料が、一方兌換券が紙を以て造るに反し、補助貨幣は金屬を以て造る一點が違ふのである。

二

吾輩が附したる上記の差別に誤りなしとせむか、其結論は下の様なものとならざるを得ない。即ち兌換券は紙を以て造りたる代表貨幣にして補助貨は金屬を以て造りたる同じく代表貨幣なりと。然り而して此結論にして當を得たりとすれば、苟も兌換券を紙で以て之を製造して差支無きものたる以上、補助貨も亦同じく紙を以て之を製するに毫も差支無しと云はねばならぬ。

然るに其れをわざ／＼高額の生産費を要する金屬殊に銀と云ふが如き極めて高價なる金屬を以て製すると云ふ事

は、理論上から云へば無用の失費であり、加之、此の如く補助貨幣を銀で造つて居る爲に、銀相場の下落した時は別問題として一度其價格騰貴する事あらんか、忽ちにして或は其の鑄潰しとなり、或は其流出を惹起し結局小取引の上に差支を生ずる如き不便が生じて來るのである。

此の如きは單に机上の空論たらざるのみならず實例は近く日露戰爭當時にもあつた事で、當時政府は銀貨の鑄潰し並に其流出が心配の種となつた。夫れが爲め俄かに銀貨の改鑄を斷行し、其分量を減じたと云ふ歴史があるが、然し其れにも拘らず、今回の世界戰の爲め俄かに銀價の昂騰を來し、又々銀貨の鑄潰し並に其流出を憂へねばならぬ様な仕末である。

然るに若しも之を其當初より紙を以て造つたとしたならば何等の問題も無かつたのである。鑄潰される心配も無ければ、又海外に流出する心配も無く、銀相場が高からうが乃至安からうが毫も之を憂慮する必要は無いのであつて、然も其れが補助貨幣の役目を果さざるやと云ふに決して然うでは無い。前述の如く、元來補助貨幣の本質は兌換券と同様なるを以て其の金屬を以て造りたると、乃至紙を以て造りたるとの別無く、同様に其の役目を果すに何等の支障がない。

果して然らば元々補助貨幣を金屬、殊に銀の如き高價なる金屬を以て造つて居るのが間違であつて、紙を以つて造つた方が遙かに進歩せるものと云はねばならぬ。殊に今日の補助貨幣は實際に於て本位貨幣と自由に交換し得る途が附いて居る様なものゝ、制度の上より之を云ふ時は此の如き保證が出來て居ないのである。故に之を兌換券にしてつて、何時たりとも其數量を揃へて持つて行けば本位貨幣又は兌換券と引換の出來る制度にした方が、内容外觀共に宜しきを得るものであるまいかと思ふ。尤も此補助貨幣を銀で鑄造すると云ふ事は今日の補助貨幣が補助貨幣たるに至らずして本位貨幣同様に其實質價值に於て流通して居た往昔の時代の外形を其儘保存して來たのであるから、其補

助貨幣制度の初めて世に發布せられたる時代にありては、世俗の心理状態に動搖を來さざる用意として其必要必ずしも之無きにあらざりしならんも、今日の如く、兌換券が完全なる信用を以て取引せらるゝ時代となれば、最早其舊態を脱して、銀より紙に乗換へると云ふ事は恐らくは何等差支なき所ならんと信ずる。

三

唯右の場合に於て問題となるのは補助貨の如く其流通の頻繁なるものを紙を以て造つたならば、直ちに手摺れて汚くなりはせぬか、従つて贗造物の行はるゝ危険はありはせぬか、の一事である。

其故に吾輩も今回發行せられたる小額紙幣が必ず永久の制度として最上のものなりとは斷言するものに非ざれども印刷及び製紙技術の非常に進歩したる今日の事であつて見れば或は此の贗造、手摺の弊害無しに此事が行はれるのではないかとも思はれる。譬へ今日直に之が行はれぬとしても必ずや近き將來に於て經驗の結果補助貨幣は紙を以て造る可きものなりと云ふ事が一般に認めらるゝ様な時期が到來するのではあるまいかと思ふ。

同じ補助貨幣の中でも銅貨の如きは、極めて額少く流通の度も頻繁なるを以て、之を紙を以て製する如きは、如何に理論上否難す可き點無しとて、技術上全然不可能なれども銀貨、殊に五拾錢の補助貨幣の如きは案外紙を以て造る可き時機が早く來るのではあるまいかと思ふ。

何となれば既に壹圓の兌換券を造つてあつて、之が非常に便利に且つ何等滯滞する所なく流通して居るとすれば、五拾錢の紙幣を造つたとしても今日の五拾錢の銀貨以上便利に流通する事は、強ち想像に苦しまぬ所なるを以てである。

若し此の如く五拾錢の銀貨が悉く紙幣に改めらるゝとした所で何れだけの銀が省略せられ、又この故に果して何程

の費用が國家の爲めに節約せらるゝかの點に就いては、吾輩未だ詳細に調査せざるを以て其數字を茲に掲げ以て讀者に示す事を得ざれども、惟ふに恐くは數千萬圓或は一億圓に上りはせぬかと思ふ。

而して吾輩が斯かる所懐を讀者に披瀝するに至りたるは、唯單に之が爲めに銀の節約をなさんとするものに非ずして、寧ろ貨幣の理論上より考へて此の從來餘り世人の研究して居らぬ——等閑に附して居る事が、或は近き將來に於て事實となりて現はれて來はせぬかと云ふ其事に興味を有ち、而して今回發行せられたる小額紙幣なるものを貨幣論上の新たなる實驗に依て其成行を觀察せしむとしたのである。

大正七年一月『財政經濟時報』第五卷第一號掲載

經濟學概論 (全)

目次

- 第一章 經濟生活
- 第二章 土地制度と農業
- 第三章 工業組織
- 第四章 機械及分業
- 第五章 會社及産業組合
- 第六章 商業及市場
- 第七章 商品の價格
- 第八章 獨占
- 第九章 貨幣と物價
- 第一〇章 貨幣及信用制度
- 第十一章 分配問題

第二章	地代
第三章	利子
第四章	賃銀
第五章	利潤

第一章 經濟生活

經濟學は經濟生活を研究する學問である。經濟生活といふのは政治生活や宗教生活と同じく人間の生活の側面である。學者的に經濟生活の定義を下すことになれば中々簡單に行かないけれども、要するに人間の物質的要求を満足するためになす所の生活である。人間が生きて行くために衣食住を要し、又文明的に生きて行くには汽車や電燈や書物や樂器を要する。然るに此等のものは空氣の如く自然に人間の要するまゝに得られるのでなくして働いて作らなければ出来ないのである。従つて満足を得るには努力犠牲を拂はなければならぬ。野蠻人は鳥獸を食して満足を感じるが、その鳥獸を取るために努力しなければならぬ。彼はかくして得られる所の満足は努力の苦痛を償つて餘りありと思ふときに山野を駆けまわつて獵をするのである。文明人は分業を爲し貨幣を用ひてその生産物を交換するが、一日働いて得る所の貨幣は一日の勞働の苦痛を償ふて餘りあるだけの満足を與へると思ふによつて働くのである。經濟生活はすべて此満足と努力の比較によつて生ずる。

經濟學で富とか財とかいふのは人間の欲望を満足し得る所の物である。財貨が欲望を満足し得る所の程度をその財貨の價值といふ。財貨の價值を増すことを生産といひ、價值をなくすことを消費といふ。生産をするのに野蠻人は唯手

足を用ひるのみだが、文明人は機械や道具やを用ひる。機械や道具は直接に人間の欲望を満足しないけれども生産に役立つから之を生産財といつて衣食住等に用ひられる所の消費財と區別する。生産財を使用するときには労働の能率を高めて生産を豊富ならしめることが出来る。けれども生産財を作るにはまづ當面の生活に必要なより以上の労働をなしてしかもその報酬を未來に求めなければならぬ。つまり生産財は貯蓄の結果である。之を資本といふこともある。

人が労働その他の手段によつて財を得るときは之を自己の所有として他人に横取せしめない。文明が進むに従つて法律が所有權財産權を保護するやうになる。人間は昔から社會的動物といはれてゐる通り如何なる野蠻人でも血統の關係で氏族とか家族とかの團體を作つて生活するから、財産はその團體の財産又は團體の主長の財産といふことになる。然るに昔は生産も消費も一戸の家の内でなされたが、分業が進歩すれば甲の家と乙の家とは所謂職業を異にし生産物を異にする。種々様々の生産物が家と家との間に交換されなければならない。その交換を實現するために貨幣を用ひなければならぬ。そのために農工等の産業の外に商業も起らなければならぬ。交通機關や金融機關も起らなければならぬ。又賣買交換を行ふ所の地域も一地方から全國に互り、更に世界的の貿易をするやうになる。この大勢を稱して自足經濟から交換經濟又は貨幣經濟になるといふのである。自足經濟とは自ら耕して食ひ自ら紡いで衣る原始的の生活をいひ、交換經濟とは家族が全く消費のみをなし、生産はすべてその目的のためにのみ存在する特殊の組織即ち企業によつて爲される所の現代の生活をいふ。

かくの如く分業は人間の社會を縦に分割して財の賣買交換を盛ならしめるが、尙之と同時に社會を横に分割する所の事情がある。それは前にいつた財産の多少である。財産を多く所有するものは之を所有せざるものを雇つて労働せしめて生産的事業即ち企業をなし、又は財産の一部を他人に貸してその報酬を取る。その財産が土地であれば土地を貸して地代を取る。貨幣であれば貨幣を貸して利子を取る。而してこの土地や貨幣を借りた人は財産なきものを労働

者として雇入れて企業を起す。企業は今の交換經濟時代において特に生産のために設けられる所の組織であつて、それは全く販賣のための生産である。自足經濟を營むものは、努力によつて得る所の生産物が、その努力を償ふ以上の満足を與へればよいとするが、交換經濟の發達によつて生じた所の企業は生産のために支出した所の金額と生産物の販賣によつて得られる金額とを比較して收支相償つて餘りあることを要する。即ち企業は借入れた金の利子を拂ひ、雇入れた労働者の賃金を拂ひ、生産財の原價を拂つて尙その上に利潤を残すことを目的としてゐる。即ち營利事業である。かくして現在の社會には企業のために資本を出す所の財産家と企業に雇はれる所の労働者即ち無産者との階級に分れてゐる。

財産の懸隔といふことは昔からあつたので今の交換經濟に特有なことではない。即ち封建時代には土地の支配權を握つた所の武家が上に立ち百姓を使役してその收穫の一部を取つてゐたのである。しかし昔は土地の外に重要な財産なく、その土地を支配することは政治上の權力と結びついてゐた。今では政治と産業とが離れて資本家對労働者の關係は法律上對等なものゝ間の取引となつたから財産の力は一層目に立つやうになつて來た。そこで無産階級の間には財産の私有を廢して公有となし、法律上對等なるものを經濟上にも對等ならしめやうとする運動が起つて來た。それが社會主義である。

第二章 土地制度と農業

前章に述べた如く人間は社會的動物であつて如何なる原始時代にも全く孤立して生活したことはない。必ず血統の關係で團體をなしてゐた。さうして此團體が自己の住居する土地の所有權といったやうなものを主張してゐた。即ち他の團體のものに其土地を使はせないことにする。もし使ひに來れば力をもつて之を追返さなければならぬとする。

まだ農業を知らない所の野蠻人でも一族の支配すべき土地の繩張りをきめてゐて、他族のものが侵入すれば戦争によつて之を打拂はうとする。此繩張りの權利を保護すべき法律や裁判所はないけれども、兎に角之を我物とする心があつた。

併しながら野蠻時代の土地所有權は今日の所有權の如く個人的でなくして團體的であつた。今日は國家といふ大きな團體に屬する所の個人が各自の所有權を有し、國家がその所有權を保護することになつてゐるが、昔は財産が個人の私有でなくして團體の共有又は總有であつた。一の蕃社に屬する所の人ならば誰でもその土地で狩獵をしたり牧畜をしたりすることは差支ない。又家庭そのものゝ組織が今日の如く小さく分裂してゐなかつたから、此場合に人の物と我が物との區別を嚴重にする必要はなかつた。土地の使用法からいつても狩獵放牧などをするのに土地の所有權を細くわけする必要はない。

此共有又は總有の風は今日でも入會の山林とか漁場とかに遺つてゐる。今の日本で入會地は大抵町村がもつか、又は部落がもつてゐて、例へば其土地の草を刈るとか薪木を取るとかの權利はその村の人に屬する。其村の人なら誰でも行つてよいが、他村の人が行つてはならぬ。漁村でも一村に屬する所の濱がきまつてゐて、同村のものだけは海草などの採取を自由にするが他村のものには之を許さない。此種の入會の權利は今日の普通の財産以外の財産で貧乏な村民には中々大切な副収入を生じてゐるから大切に取扱はなければならぬ。林野整理などの場合に當局者がたゞ技術上の改良のみを心にかけて、入會の舊慣を無視した爲めに無智の村民を窮地に陥れることも少なくないと聞いてゐる。

入會地はすべて山林原野であつて耕地の入會といふことはない。太古は耕作も極めて粗大な方法で、枯野の中の一區域の草を焼いて少しばかり地を堀り種子を蒔くやうなことをしてゐたから一二年の後には地力が竭れるによつて又他の區域へ行かなければならなかつた。その時代には耕地も入會であつた。併しながら多年の努力で田畑を作り灌漑

排水の設備をなし地力を渴らさぬ爲めには肥料を多く用ひたり作物の輪作を行つたりするやうになれば、所有權の繩張りが明白でなければならぬ。然るに法律制度の發達しない時代に此繩張りを守るものは腕力の外にないから、そこで封建制度といふものが出來たのである。封建制度といふのは實際に土地を耕作する百姓の上に武士があつて、此武士が土地の眞の持主たることを主張し、百姓は領主の保護の下に其土地を耕作するの許を得る代りに年貢を納める所の義務が生じた。年貢は地租でもあり、又地代でもある。而して百姓の上に立つ所の武士も亦各獨立して外敵に對抗することは出來ないから或大名に隸屬してその大名から土地の使用を許されたといふ形式にする。大名は又國王から其領地に封じられたといふ形式にする。かくて封建時代の社會は土地の支配に關して築き上げられた三角塔のやうなものとなる。

日本で徳川時代は封建時代と稱せられてゐるが武士と百姓との關係は既に餘程變化して來た。徳川時代の初期には武士は各自その領地に住居してゐてその持主兼行政官のやうなものであつたが、武士は次第に領地を離れて城下住ひをなし、終には自分の領地を見たこともないやうになつた。つまり武士はたゞ年貢を集める以外に百姓との關係を失つてしまつた。多くの場合には一定の土地を與へらるゝ代りに毎年幾十石かを主君から米で支給されるやうになつた。而して明治維新後に政府は此米祿を金祿に改め、更に金祿を年々支給する代りに一時金を與へて打切りとなしそのために公債を發行したのである。

かくして武士は土地から離れてしまつたが、その間に百姓の方は何うなつたかといふに、百姓の間にも階級が分れた。即ち最初武士の土地の使用を許されたものは次第に完全な地主となり、此地主から土地を借りてゐる小作人が耕作することになつた。固より地主が小地主であれば自ら耕作をなすのであるが、大地主の場合には自ら大經營をすることなくして、その土地を細分して幾人かの小作人に別々に小經營をなさしめて年貢を取ることになつた。此場合

の年貢は小作料即ち借地料である。地租としての年貢は地主から政府へ納めるのである。

明治維新になつて百姓の土地所有權は完全に認められたが、又それと同時に地租を収める義務も明白に規定せられ、而かもその地租は金納と定められた。後來地主は收穫米の一部をそのまま年貢として役所へ運んだが、今では地主は收穫米を賣拂つて其内から地租を拂ふことゝなつた。それだけ地主の經濟は貨幣經濟になつたわけである。併し小作人は明治以來今日に至るまで舊慣を守つて小作料を米納にしてゐる。小作料の定め方は毎年の收穫の幾割とするのもあり、又特定の田畑について一反に付幾俵とするのもあり、又一應定額にしておきながら不作の時に割引をするのもある。何れにしても小作料の米納なることは小作人の經濟の特色である。この他小作人の地主に對する權利義務は舊慣によつて定まること多く、その結果今日の時勢に適應せざること少くない。地主と小作人との間に小作爭議の起ることは全然之を沮止し難いけれども、小作の法律が完全になつたならば無用の爭議を幾分減ずることゝなるであらう。

第三章 工業組織

今日工業と稱するは農業の生産した原料に加工して直ちに消費し得るやうなものを作ることであるが、技術上から見て何處に農業と工業の境があるかを精確に定めることは恐らく出來まいと思ふ。兎も角自足經濟の時代には農も工も連續した作業であつて、總ての工業は農業の副業であつたと考へ得る。然るに人間の欲望が向上するにつれて漸次精巧なる加工品を要求するに至り、その要求を充すためには特に専門の技術を修得したものが加工に従事することが必要とする。そこで太古には有力なる大家族の内部に専門の職人を養成しておいたことがある。奈良朝の宮中には染色、綾織、指物、陶工、漆工、皮革工等種々様々の職人があつて、中には朝鮮から迎へられたのもあつたが、此等

は皆宮中の自足經濟の仕事であつて近世的の職業とは同じくない。然るに其後源平時代、足利時代になると職人はささやかながら獨立のものとなつて消費者から金錢を受けて働くやうになつた。戰國時代に群雄割據して各地に城下を構へた時には京都から職人呼んで永住せしめたが、此時の職人も獨立の職業である。既に第一章に述べた如く凡そ分業は一家内の分業と一家外の分業とある。爺は山へ草刈に行き婆は川へ洗濯に行くといふのは一家内の分業であつて、此場合には賣買交換の必要は起らない。奈良朝の職人の如きは技術は精巧であつても經濟上から見ればやはり一家内の分業に過ぎない。之に反して「酒は酒屋、餅は餅屋」といふ諺は一家外の分業を意味し、交換賣買を必要ならしめるものである。各種の工業が農業から分れて別々の職業となり更に細分して多くの職業を發生したのは一家外の分業の發達であり商業の援助を受けたものである。

封建時代における城下の工業は中々精巧なものであつて分業も細かく出來てゐた。紺屋、疊屋、桶屋、檜物屋、箔屋、塗師、鑄物、鍛冶、大工、建具、指物等は何れの城下にも營まれた職業であつて、その事實は今日でも都市の町名に此等の職名が残つてゐるのを見ても知られるであらう。かくの如く城下に百工悉く具はつてゐたのは各地方が別に自足自給の組織を必要としたからである。昔の不完全な道路で人肩馬背の外に物を運送する方法のない時代に山を越え河を渡つて一地方の産物を他の地方へ持つて行くには非常な費用がかかるから、たとひ或地方に特別安く出來る良い品物があつても之を他方へ賣ることは却つて不經濟になる。加ふるに當時は三百諸侯が政治的に半獨立の立場をもつてゐて一の藩と他の藩との交通は嚴重に取締られたから、益々各藩各地方が自足自給にならざるを得なかつた。即ち各藩各地方の住民はその城下を中心として小規模の商業交通をなし、外部とはあまり物資の移出入をしなかつたのである。

併しながら徳川時代にも各藩が全然孤立してゐたわけではない。特に此時代の末に近づくに従つて地方的分業が發

達し江戸大阪の市場には各地の特産物が集るやうになつた。織物などは古來婦人の家庭の仕事とされてゐたが、或地方で特に其技術の秀でたものがあれば商人が其産物を買ひに来て之を集めて他の地方へ賣出すやうになつた。従つて機業地と呼ばれる地方が出来て日本中に名聲を傳へられることゝなつた。此他酒の産地、鹽、砂糖の産地、金物、刃物、焼物の産地といつたやうに特殊の産地が他の多くの地方に向つて専門的に或種の財を供給するやうになつた。そこで其半面において従來自足自給してゐた地方で一部の職人は右の如き特産物の競争を受けて幾分衰へ、その代りに何か又其地方の特産が發達することゝなるのである。

かくて明治の初年における我國には二種の工業があつた。其一は何れの城下にもある職人の工業であり、其二は或地方特有の稍大きな工業である。

職人の工業は大體消費者の注文によつて生産するか、さうでなくとも近隣の消費者を直接に顧客とするものであつて、その生産の規模は極めて小い。職人の親方は徒弟を養つて手傳ひをさせるが、その徒弟が數年間の年期奉公を終つて一人前の技術を習得する時は自ら獨立して親方になるのであつて、今日の工場の如く多數の職人が一人の雇主の下に勞働するやうなことは全然あり得ない。親方は自ら小雇主であり、小企業者であると共に勞働者でもある。彼等は資本といふ程のものを必要とせず、専ら自己の技術と信用によつて立つたのである。かくの如く生産の小規模なることは販路の小さいことから來たる當然の結果である。

然るに第二種の工業においては販路が大きいだけに純然たる職人工業では足りない。これは學者が通常家内工業と呼ぶ所のものであるが、實は家内工業といふよりも寧ろ織元工業とかオタナ工業とかいふべきものである。實際勞働するものは職人工業又は家庭の副業として生産に従事するのであるが、彼等は直接に消費者と取引することなく、商人の注文を受け又は商人の指揮命令の下に働いてゐる。彼等は獨立の小企業者でなくして商人に雇はれる所の勞働者

である。例へば機業地には織元と稱する商人があつて絲を仕入れて自分の考案によつて染色をなしたる上之を勞働者たる賃機屋に渡して一反につき何程かの賃錢を與へて織らしめる。さうして出來上つたものを自分の手に集めて荷造をして更に他の商人に賣渡すことになつてゐる。

以上二種類の工業組織は今日でもなくなつては居ないが、今日は尙此以外に大きな工業組織が發達してゐる。それは工場工業である。西洋でも十八世紀までは前記の二種の工業組織が行はれてゐたが、蒸汽機械其他の機械の發明があつてから工業が急に大規模になつた。その方法を日本でも採用して熱心に勉強したから日本も大工業の國となつたのである。十八世紀以來の工業上の變化は非常に大であつて社會の全組織にも變化を生ぜしめたから、歴史家は特に此變化を名づけて産業革命といふ。我國にも今や同様の大變化が生じつゝある。

第四章 機械及分業

所謂産業革命が何故社會の全組織を變化せしむるに至つたかといふに、先づ工業は之が爲めに職人工業及家内工業から進んで工場工業となり、交通には汽船及鐵道が用ひられ、商業及銀行も亦従つて大規模となり、此等のすべての大企業には大資本が必要だから資本家の勢力が非常に強くなつた。産業革命以前でも商業貿易の發達に従つて巨萬の財産を積みたる富豪が發生して封建的の支配階級たる大名と勢力を争ふやうになつたが、此時になつて愈々富豪が舊支配階級を併呑するやうになつた。それから又右の大工業や鐵道汽船や大商業を經營するには勿論多數の使用人勞働者が必要とするので、從來曾て見なかつた程の多數の人口が田舎から集まつて來て近世の大都會を發達せしめた。此都會の勞働者は農村の勞働者即ち小作人と異り、封建的の舊習を脱したる自由の勞働者であるが、それと同時に雇主の側から見ても唯金錢上の關係だけであるから個人的の温情とか恩義とかいふものはなくして用のある時は高給を以

つて雇ひ、用がなくなれば値下をなし解雇をもする。そこで雇傭といふことが資本家と労働者との間の争ひの機會となつて來た。日本で最近十年間に労働問題の喧しくなつたのは全くこの大企業の發達したためである。しかも此勞資の對抗といふ空氣は農村に反響して小作問題までも發生せしむることゝなつた。

然らば此所謂産業革命は何の原因で出來たかといへば機械及分業の盛に使用された爲めである。機械の使用が何程人間の労働の効果を助けるかといふことは今更こゝに述べる程の必要もない極めて明白なことである。第一に現在世界中に運轉される蒸汽及電氣の動力を人間の力では出さうとすれば今の人口を幾十倍しても追付かないだらう。第二に紡績とか織布とか機械製造とか其他種々の作業機械は非常な速力を以つて精確にその仕事をしてゐるが、人間の手では到底あれ程に速力を出すことも精密を期することも出來ないだらう。此二點が機械の驚くべき力である。

分業の効果については機械の力の如く人が注意してゐないけれども、實は機械同様といつて差支ない。經濟學の父たるアダム・スミスが英國で分業の効果を高唱したのは十八世紀の後半のことであつて、恰かもゼームス・ワットが蒸汽機械の發明に苦心したると同時代に屬するが、當時スミスが例に取つた所の留針工場の話は頗る興味がある。それは留針の製造をなすに一人の職工が全工程をなせば一日多くとも二十本以上を作ることとは出來ないけれども、此仕事を分割して針金を延すこと、切ること、尖らすこと、頭をつけることゝいつたやうに十數個の簡単な作業にして、之を十人の分業として働かせれば一人前一日に四千八百本を作ることが出來るといふのである。今日の各種の工業上に分業の効果を示す所の實例を求めれば何程でもある。實際今日の秀でたる工業經營者が苦心してゐる問題は主として分業組織の改善にあるといつて差支ない。自働車王のヘンリー・フォードが成功したのも結局此問題の解決から來てゐる。

機械及分業の使用は著しく労働の能率を上げ、財貨の生産費を安くするが、之を實行するには昔の職人制度や家内

工業ではいけない。工業ならば大工場制度を取り大資本を注込んで多数の職工を使用しなければならぬ。鑛山でも交通でもすべて大經營にしなければ有效な機械及分業法を用ひることは出来ない。従つて大經營の工業と小經營の工業と同じ市場で競争すれば大抵大經營の方が勝を制することゝなり、新式の大經營が漸次舊式の小經營の領分を切崩して行く。日本の醬油の醸造は近年まで田舎の財産家が傳統的な方法で小規模にやつてゐたが新式の大工場が發達した爲めに販路の大變動を生じつゝある。新式工場の能率は舊式に比して職工一人につき五倍に相當するのである。

歐洲にては前世紀の中頃産業革命の結果が次第に現はれて舊式小工業が新式大工業のために頻りに侵略される形勢を呈したので、一部の學者はやがて總ての小企業は全滅して大企業のみの世界になるだらうと豫言した。社會主義の元祖たるマルクスの如きもその一人であつた。けれども實際は必ずしもさうでなくして小工業の存続し又は新たに發達するものも少くない。それは分業及機械を使用するには販路が大きくして且永く續くことを必要とするからである。大きな設備をなし、多くの職工を養成しても販路が充分になれば大量生産が却つて高いものになる。又販路があつてもそれが間もなく縮小するやうでは大げさな仕度をするのは危険である。従つて流行の變遷甚だしき玩具の如きもの、又は個人的の意匠を必要とする上等の染織物の如きものは大經營に適しない。日本の織物を見ても綿ネルや羽二重など誰でも同じ品を求めめるものは早くから工場化されたけれども、京都の帶地や友染などは到底大工場では出來ない。家内工業が適してゐる。

更に一國の産業全體を通觀して見れば大經營の可能なものと不可能なものがある。概して工業鑛山、交通の範圍は大經營は可能であるが、農業の範圍ではその望みが乏しい。社會主義者などが一切萬事皆大經營となつて大富豪に獨占されると考へてゐるのは誤りである。何れの國でも人口の一大部分が従事する所の農業は今でも一家族の勞働をもつて爲し得るだけの仕事を單位としてゐる。大地主でも自ら大農經營をしないで、多くの小作人に別々に耕作させ

るのを便としてゐる。その理由はつまり農業においては機械を使用すべき作業が少いのみならず、仕事がすべて季節的だから分業の利益を収める機会も極めて少いためである。

第五章 會社及産業組合

企業が大規模となるにつれて資本も大きくなければならぬ。その資本は一人の財産では出しきれないから數人、數十人、又は數萬人の資本を集めるために種々の組織をなすやうになつた。先づ銀行といふものが多くの人の貯蓄を預つておいて之をまとめて企業者に貸し出す。又生命保險・火災保險などは元來不時の災害に對する用意として金を積むのであるけれども、その積金は庫へねかせておくわけではなくして利殖のために企業者に貸出すのだから是も一種の資本を集める機關といつて宜しい。併し借りた金は相當の利子をつけて返さなければならぬものだから、之を大膽に使ふことは出来ない。企業を爲すときは必ずしも常に利益を生ずるとはきまらないから、借金でない眞の出資金を必要とする。出資金とは即ち企業が失敗したときには返さないでよい所の金である。かくの如き金を集めるために會社の制度が起つて來た。

會社には比較的少數の親戚友人間に組織する所の私的又は家族的會社と、廣く一般社會に廣告して多數の人々の資本を集める所の會社とある。日本の商法に規定された所の合名會社合資會社は前者に屬し、株式會社は後者に屬する。前者にあつては出資者の全部又は一部のものが所謂無限責任社員であつて自己の全財産を以つて會社の債務を保證するが、株式會社の場合には出資者の責任は出資した金額だけに限られてゐる。株式會社の株主は萬一其企業の失敗した際には出したゞけの金を損しななければならぬが、その外に追徴を受けることはない。かくの如く出資者の責任の輕くなつてゐることは株式會社が多くの資本を吸収し得る一の理由である。

併しながら有限責任だけでは左程に金は集まらない。尙其上に株券を發行して株主たる權利を自由自在に賣買せしめるといふ制度がある。人はその貯蓄を以つて土地家屋等を買つておいて收入を得ることも出来るが、それでは其財産を金に戻さうとする時に中々買手が無い。然るに株券を買ふておけば何時でも之を取引所へ持つて行つて賣ることが出来る。株券に入れた金は會社の資本となつて土地家屋機械船舶等に投ぜられてゐるけれども、それが株券といふ證券に代表されてゐるから土地家屋等に觸れないで證券だけの賣買によつて同目的を達することが出来るのである。

かくの如くして株式會社は非常に多くの人の資本を少しづつ集めて大資本にすることが出来るから、日本でも今日大事業は大抵株式會社として經營せられ、一億とか二億とかの大資本が二萬、三萬、又は四萬の株主から集められてゐる。而して此事實は現代の經濟生活に對して通常世人の注意してゐない所の特色をつけてゐる。それは第一に大企業が必ずしも大資本家のみのものではないといふこと、第二に其大事業を經營する人は是亦必ずしも大資本家でないといふことである。即ち前章に述ぶる如く大企業の發達は現代の大勢であつて、此事は大富豪の發生に都合よき條件であるけれども、今の會社制度はそれと反對に少資本の活用を便利にしてゐるのである。而して此會社事業を行ふには法律上株主總會といふものを設けてあるが、實際は重役が經營者となるのである。その重役は財産家よりは寧ろ實業の才幹ある人が選ばれるのである。故に現代は資本主義の時代といふけれども必ずしも大富豪のみが支配するのでなくして中々複雑なる機構を有つてゐるのである。

次に會社と對照して産業組合について一言したい。日本の法律で産業組合といふのは主として小企業者の設くるもので販賣、購買、信用等の共同施設である。既に述ぶる如く工業鑛山、交通等の方面には大經營が有利であるために會社制度が盛に使用されるが、農業の方面には株式會社を起して大資本を集める必要はない。併しながら小規模の生産をなすものと雖も、その生産及家計に用ふる所の物資を共同に買入れ、又その生産物を共同に販賣することによつ

て幾分大經營の便宜を得ることが不可能でない。デンマークは小農の國であつて、しかも此産業組合の發達によつて比較的裕福なる小農階級を作り得た所の有名なる一例になつてゐる。我國でも肥料の共同購入、副産物の共同販賣、農業倉庫の共同使用、貯蓄金の共同管理、製絲所の共同經營等によつて農村經濟の改善が企てられてゐる。但し産業組合は會社の如く唯資本だけの共同でなくして、事業そのものゝ共同であるから組合員たるものが眞に自助協同の精神を以つてしなければ成功しない。我國では政府があまり世話を焼きすぎた爲めに農民は産業組合を以つて政府から援助を受けるための手段なるが如く看做してゐることもあるが、それは甚だしき誤である。

第六章 商業及市場

總ての財貨は農業牧畜水産鑛山等の力で土地から取出されて、然る後工業者の手に入つて加工されるものと、然らざるものとあるが、結局消費者に賣捌かれなければならぬ。その生産者と消費者との間に立つて取次をするのが商業の仕事である。此仕事は人類の經濟が一家自足の組織をもつてゐる間は不用であるが、地方的分業の發達と共に益々複雑になつて來る。各地方の經濟が孤立してゐる時代には商人は直接に生産者から直接に消費者に賣ることもあつた。今日でも野菜の如きものは都會に近い所の農民が自ら市へ持出して商人がそれを仕入れて直ちに店先に並べることもある。此場合には卸賣と小賣の區別はない。然るに交通が進歩して生産者と消費者との距離が遠くなるに従つて兩者の間に立つ所の商人の數が多くなる。先づ農産物の産地においては農民が其家ごとに作る所の物を買集める所の問屋とか仲買とかある。それから之が大口の荷物となつて大都會の商人の手に集り、それから更に分散して卸賣商に行き、小賣商に行く。工業品でも小工業の場合には産地において買集めの機關を要し、消費地において分散の機關を要する。大工業大鑛山には買集めの機關は不用だが分散の機關はやはり必要である。品物は消費者に達するのが目的

だから、中間の商人を経ないで用が足れば是程よいことはない。現に多くの品物は生産者の賣る價格の數倍を以つて消費者に買はれてゐる。だから近年生産者の直接販賣が種々の方法で企てられてゐる。前章に述べた農家の販賣組合とか出荷組合とかいふのもそれである。又大製造會社の直營販賣店とか特約店とかいふのもそれである。併しながら商人の仕事も決して簡單なものばかりではないのであつて直接販賣は必ず品物を安くするとはきまらない。却つて専門の商人を通じて取引した方が安くつく場合も少くないことは經驗の示す所である。たゞ社會全體から見て商人の仲介を省くことが出来れば出来るだけ費用の節約になる。それが産業組織の合理化を意味する。尙現在の營利主義の社會では商人が相場の変動を見込んで眞實の需要のないものを仕入れて持つてゐることが多く、之を假需要等といつてゐるが、當分需要のないものを賣かしておくことは社會全體から見ても不經濟である。商品は成るべく庫の中に停滯しないで絶えず流れて行くのがよいのである。

さて右の如く商品が生産者から消費者へ行く間に度々賣買されるが、そこに賣るものと買ふものとが多く現はれて相對する時は賣買の市場が出来て一定の相場が立つやうになる。即ち農産物についていへば産地市場、卸賣市場、小賣市場が出来て甲の相場は乙に響き乙の相場が又甲に反響する。相場といふのは一の市場において誰もが賣買を辭せない所の普通の價格である。市場は産地における繭市場、織物市場の如く一定の建物の中に時を定めて賣方買方が集まつて取引をする有形の市場もあるが、又單に賣買をなすものゝ無形の關係を稱して市場といふこともある。卸賣市場の場合でも米穀取引所綿絲取引所の如き一定の場所で賣方買方の顔を合せるのもあり、又無形の市場もある。要するに賣買雙方の事情がわかつて一個の相場が立つところは即ち市場といふべきである。

序に一言すべきは商品市場の外に金融市場、株式市場、勞働市場の存在することである。金融市場は資金の借手と貸手との無形の關係である。之に直接關係するものは銀行保險會社と各種の事業家とであつて、そこには金利の相場

が立つ。

第七章 商品の價格

經濟學で價格といふのは財貨と財貨の交換の割合である。野蠻人が弓一張と鹿二頭を交換するならば弓一張の價格は鹿二頭といつてもよし、鹿一頭の價格は弓一張の半分といつてもよい。又貨幣を用ひる社會において或好事家が古錢の標本を取揃へて一萬圓で買ったとすればその一萬圓を價格といふのである。此古錢の場合には買手も一人、賣手も一人で相場といふものはないが兎に角賣買があつたから價格が現はれたのである。此場合に價格が何うして定まるかといへば、買手の考へてゐた最高限と賣手の考へてゐた最低限との間に折合ふべき點を發見したからである。買手が九千圓以下を主張し、賣手が一萬五千圓以上を主張すれば賣買は成立しない。それが逆になれば九千圓と一萬五千圓の間で折合ふべき點を求めることになる。併しながら此の如き個人的賣買の場合は實際生活には至つて少い。實際生活に重要な問題は實に市場價格即ち相場である。

市場價格は如何にして定まるかといふに、それは需要供給の關係できまると普通に解せられてゐる。即ち需要が多くて供給が少ければ相場が高くなる。供給が多くて需要が少ければ相場が安くなる。何故かといふに同一の市場に現はるゝ所の買方は買方同志で競争し、賣方は賣方同志で競争してゐる。需要が多ければ買方の競争によつて價格はせり上げられる。供給が多ければ賣方の競争で價格はせり下げられる。それだから此需要供給の關係といふのはつまり自由競争の關係である。競争がなければ一定の相場は立たないかも知れない。

併し需要供給を最初から一定したものと見て、一方が他方に超過したとか不足であるとか考へるものがあればそれは誤解である。需要供給そのものは又價格によつて動かされることを知らねばならぬ。即ち價格が高いほど需要が増

して供給が減ずる。價格が安いほど需要が減じて供給が増す。それだから需要供給の多少は或價格を前提としなければ定まらないのである。

然らば價格と需要供給と何れが原因で何れが結果かといふに、それは互に因となり果となつてゐる。或價格を前提として需要が供給を超過すれば價格が自ら動いて下つて来る。需要と供給の平均する點まで下つて来てきまるのである。

以上は日々の相場のきまり方であるが、それにしても價格の變動といふものは全く彗星の軌道の如く無標準無制限に動くや否やといふ問題が残る。それについてリカルドーといふ有名な經濟學者は價格の生産費説といふものを唱へた。その説によると價格は需要供給によつて動くけれども物の生産費を中心として上下してゐるのである。或商品の價格が需要の激増によつて非常に高くなつたとすれば、その時生産者の利潤が大となるから生産者を擴張して供給を多くする。そのために價格は下つて来る。それから又價格が生産費以下に下れば生産者の利潤が減じて生産を少くするから、市場においては供給減少となつて價格は上向く。故に生産費が價格の標準だといふのである。

然るに物の生産費なるものは恒久的ではない。生産を擴張するにつれて安くなるものもあり、高くなるものもある。工業品ならば大經營になる程分業及機械を多く用ひて生産費を安くすることが出来るのは普通である。之に反して農産物は一定の土地から増收を得んとして肥料等をかければかける程收穫がその割合で増すといふわけには行かない。却つて一石當りの生産費は増して来る。そこで他の土地を開墾しやうとすれば自ら貧弱な土地を耕すことになる。

この場合に價格は何うなるのかといふに、工業品の如く收穫漸増の法則が行はれるものについては價格は益々安き標準を得る。之に反して農産物の如き收穫漸減の法則に支配せらるゝものについては價格は益々高い標準を得る。

此説は一應正しいといはねばならぬが、併し實際には必ずしもその通りに行かない。工業品の場合に價格が高くなれば有るだけの持荷は皆市場へ持出されて、其上益々現在の生産設備を利用して生産を増すだらうけれども、それでもまだ價格が生産費を超えてゐることがある。その場合には更に新設備を増設するわけであるが、それには數ヶ月を要する。そのみならず需要の増加が永續するか否か見込のつかない場合には生産設備の増設も中々運ばない。そのため長い間價格は生産費を超えてゐることになる。又生産設備の出來た時にはそれが却つて過剰になることも屢屢ある。好景氣と不景氣の交代は寧ろ現代の通弊なのである。

農産物の場合には相場は生産費できまるよりも寧ろ前年の豊凶によつてきまる。相場が高いといつても秋の來るまで收穫はあり得ない。而かも其年の收穫の豫想もまた考へなければならぬから春の植付から實際收穫の終るまでは日々の天候等によつて相場が頻りに動く。唯人口の増加によつて米の需要は益々多くなるとすれば、それに應じて漸次貧弱な土地を開墾して高い米を作らなければならぬといふことは當然の成行である。

第八章 獨 占

商品市場は通常買方同志及賣方同志の雙方に行はれてゐるが、併し買方又は賣方の何れかゞ獨占になることもある。賣方即ち生産者の側における獨占の場合は所謂トラスト・カルテル等の發達によつて近年漸次に増加して來る。現在行はれてゐる重要な獨占の場合を分類して見ると、

第一、行政的獨占即ち日本政府の鹽、樟腦、煙草の獨占の如きものがある。是は主として國庫に收入を得んが爲めに設くるものであるから、生産費以上に高い租税を附加したものを賣價としてゐる。而して脱稅者が出ることを恐れて頗る嚴重に生産の取締をする。

第二、特許的獨占、即ち鐵道、電燈、瓦斯のやうなものは同じ所へ二重に布くときは非常な浪費になるから政府が特許を與へることにしてある。その價格即ち料金は法律の力で制限してあるけれども、その制限内では自由に引上が出来る。

第三、經濟上の獨占、即ちトラスト及カルテルの場合。トラストといへば從來競争してゐた企業が合併して一の大企業となつて市場を獨占すること。カルテルといへば各個の企業は合併せずして前の通り獨立してゐるが、相互に協定して價格を定め又は操業短縮を行つて市價下落を防ぐ。我國で近年流行する協定はつまりカルテルである。

以上三種の内第一を除けば完全な獨占は事實において行はれないのであるが、假りに獨占が完全に出來たと假定すれば賣方は何程でも價格を引上げることが出来るから消費者のために不利なることは言をまたない。併しながら獨占者と雖も無限に價格の引上をなせば却つて自己の利益を害することになる。何となれば或物に對する需要は大體その價格の高くなるにつれて減退するものであるから、賣上高を多くするには寧ろ價格を引下げる必要がある。商品の一單位に對する利潤の増加と賣上高の減少とを考慮して全體の利潤の最大なる點を求めらるることになる。

尙其上に生産費の側も生産高の多少によつて高低があるから此點をも計算に入れなければ利潤の最大なる點を發見することは出来ないわけである。

かくの如き次第で獨占者必ずしも暴利を貪るとはきまらない。特に前にもいふ通り實際に完全な獨占は容易に得られないのであつて、獨占者は競争者の現出を恐れるがために價格の引上げを遠慮するやうになる。併しそれでも獨占價格は競争價格に比して幾分高いことは免るべからざる所である。

然るに獨占といふことは唯生産者の利潤を多くするだけで消費者及一般社會には有害無益であるかといへば必ずしもさうでない。

第一に競争が行はれる間は廣告の競争をなし、又販賣機關の重複を生ずるから財貨が生産されてから消費者の手に入るまでの間に多くの浪費を生ずる。獨占が出来れば此浪費は極端に少くすることが出来る。此費用の節約されたゞけは獨占者が儲けてしまふであらうけれども、それが社會全體から見て節約であるには相違ない。

第二、競争の行はるゝ社會は不安定である。或商品の供給不足なる時は競争者が争つて其生産計劃をなすために生産過剰となり價格の暴落を來たす。獨占が確實に打立てられるときは此經濟生活の不安定と名づくる現代の弊害を緩和することが出来る。

第九章 貨幣と物價

前二章に述べた價格は個々の商品の價格である。一般の物價といふ意味ではない。抑々價格は財貨と財貨との交換の割合であるから一般に騰貴するとか一般に下落するとかいふことはあり得ない。各種の商品が一樣に騰貴又は下落するのは貨幣との數量的關係が變化するためである。詳しくいへば貨幣が増加して商品が増加しなければ物價は騰貴する。貨幣が減じて商品が減じなければ物價は下落する。現今吾々の収入は多く貨幣で定められてゐるから、貨幣の購買力は出来るだけ一定してゐなければならぬのであるが、事實において貨幣の一圓を以つて買ひ得る商品の量は常に變動して止まない。是は吾々の生活を不安定ならしむるものである。米とか家賃とかが他のものに比してより多く變動するのも不安定であるが、貨幣の變動はすべての價格即ち一般の物價を動かすから最も多く不都合を感じるのである。

こゝで個々の商品の價格の變動並に一般物價の變動を計る所の統計的方法を説明しておくのが便利である。その方法は即ち物價指數である。指數とは或年の或月の商品の相場を百として其後毎月の相場を比例で算出すれば上つて

百五になるとか、下つて九十七になるとかいふことが出来る。即ち五分の騰貴とか三分の下落とか一目瞭然にわかる。これは米なら米といふ一の商品についての指數である。

次に右の方法で三十種とか五十種とかの重要商品の價格を指數にして算出したものを合計して、その調査した種類の數で除すれば是亦百が百五とか、九十三とかになつたことを知り得る。是が一般物價の指數である。此方法で一般物價の指數を算出するのが理論上正しいか否かは一の問題だが、實際には是以上精確なもの出来ないので、之を使用してゐる。日本銀行で調査した指數は明治三十三年十月の相場を百としてゐるが、大正四年まで緩慢な波を打つて百十八になつた。それから歐洲大戰爭の影響を受けて同九年に三四三まで上り、十年には急に下つて二百六十六となり、昨今二百二十三十の間にある。同じ一圓でも大正四年と今では購買力が約半減したわけである。

さて此の如き變化は何うして生ずるかといふに、それは前に申す通り各種商品と貨幣との數量的關係の變化である。蓋し貨幣はつまり切符のやうなものである。音樂會の座席百個に對して切符百枚を發行すれば一枚につき一席を與へられるが、もし同じ座席に對して切符二百枚を發行したときは切符二枚に對して一席を與へるより外はない。それと同じく物價は貨幣の流通高の増減と共に高低するのである。此理論を經濟學者は貨幣數量説といふ。

然るに此場合何が貨幣であるかを明かにしておかないと誤解が出来る。紙幣とか小切手とか貨幣の代用をなす手段が用ひられなかつた時代には貨幣は金銀の外になかつた。それ故金銀鑛山が発見されて其産額が多くなれば物價は高くなるが、又鑛脈が切れて産額が減るときは物價の騰貴も止まる。十五世紀にアメリカが発見されメキシコやペリユーの銀が歐洲へ輸入された時代には物價は斷へず騰貴した。其後の歴史を見ても金銀の産額と物價とは密接の關係がある。

併しながら現在は何うかといふに金銀のみが貨幣として用ひられてゐるわけでない。寧ろ金銀は國際的取引に用ひ

られるのみにて國內普通の取引はすべて兌換券補助貨等を用ひ、尙其上に小切手といふ便利なものを用ひてゐるの
で、その關係は中々複雑になつてゐるから前記の貨幣數量説を應用することも亦簡單には行かない。文章において日
本の貨幣及信用制度の大體を説明して見る。

第十章 貨幣及信用制度

昔徳川時代には金銀銅の三種の貨幣が同時に連絡なしに通用してゐたから金と銀と銅の兩替の相場が立つて同じ物
の價格を示すに金ならば幾兩、銀ならば幾百匁と二様にはなければならぬやうな場合を生じて非常に不便であつ
た。然るに今日の貨幣法では純金二分を以つて一圓とし、銀貨銅貨等が流通する場合にも金貨一圓の幾分一かを常に
代表するやうになつてゐる。

これは何うして出来るかといふに、今の貨幣制度では金貨は本位貨幣として自由鑄造を許すけれども銀貨銅貨は政
府のみが之を鑄造して其供給を調節することにしてあるからだ。自由鑄造とは何人でも地金を造幣局へ持つて行けば
金貨に造つてくれるといふ意味であつて、此自由鑄造が行はるゝ限り金二分は必ず金一圓になり得る。もし金二分が
一圓以下の市價をもつやうなことがあれば人は其市價で地金を賣る代りに造幣局へ持つて行くだらう。又反對に金二
分が一圓以上に賣れるやうなことがあれば金貨を鑄潰して地金に戻すから忽ちにして其開きは消滅するのである。

銀貨銅貨はさうでない。此等は溶解して地金にすれば表面の價格よりも遙かに安い所の實質しかもつてゐない。従
つて好んで之を溶解するものは勿論ないが、反對に地金を造幣局へ提供して貨幣にしてもらへば大に儲るわけであ
る。併し此場合には自由鑄造は許してゐないから、儲けるものは政府ばかりである。併し補助貨を無制限に出せば實
際の通用において兩替の歩合がつくやうになるから、適當に發行を制限しなければならぬ。それには政府が何時でも

銀銅貨を金貨同様に受入れるといふことを實行するのが最も宜しい。民間で少しでも歩合がつけば政府へ持つて行くやうになつて歩合は自然に消えてしまふ。日本政府は現に此法を勵行してゐるから補助貨の一圓は必ず本位貨の一圓と換へられるのである。支那では補助貨を濫發したため補助貨の一圓は本位貨の二割減位にしか通用しない。

さて右の如く日本の貨幣制度は金本位であるが實際には金は少しも流通してゐない。金の代りに日本銀行の兌換券が使はれる。兌換券は何時でも金貨と交換さるべきものだから金貨同様に通用するのである。日本銀行の庫に正貨準備を積んで此兌換に差支ないやうに用意しておかなければならない。但し兌換券が十億圓出てゐるから金貨を十億圓積まねばならぬといふわけではない。その一部だけで充分である。現在の制度では日銀は正貨準備と同額の兌換券を出す上に尙一億二千萬圓だけ無準備で出してもよい。而して尙其上に借手があれば特別の税金を政府に納めて制限外の發行をしてもよいといふことになつてゐる。

かくて兌換券は殆ど絶對の信用をもつてゐるから普通の人は之を金貨に換へる必要をも感じない。たゞ銀行が外國へ支拂をする場合には兌換券を兌換して金を輸出するのである。普通の人は外國へ支拂をする場合にも通常は爲替手形を送るだけで金を見ることはないけれども銀行はその爲替の總勘定をして、もし借が貸より多くなれば正貨を現送する必要があるのである。それで外國貿易上商品の輸出超過あれば金が日銀の庫へ流入し、商品の輸入超過があれば金が日銀の庫から出て行くのである。日銀では金が流入すれば兌換券の發行餘力が出来るし、金が出て行けばその力が減じる。併し金の増減と共に兌換券の發行を増減しなければならぬといふわけではない。

そこで日本の現在に貨幣數量説を應用すれば金貨の存在高よりも寧ろ兌換券の發行高を考へなければならぬ。兌換券の發行を増せば物價騰貴の傾向を生じ、之を減ずれば物價低落の傾向を生ずる。日本銀行が常に物價指數に注意してゐて、騰貴の場合には貸出を引締め、下落の場合は貸出を寛大にするやうな方針を取れば物價の大變動は免れる筈

である。

併しながら精確にいへば兌換券の増減のみが物價の騰落に關係するといふのは誤りである。現在我國で日々多數の賣買に用ひられてゐるものは兌換券や補助貨のみでなくして其他に小切手がある。小切手は大抵確實に兌換券と引換へらるゝものであつて、従つて兌換券同様に通用することが出来るから是亦一種の通貨である。但し小切手は普通銀行に對する當座預金の權利を移轉する方法に外ならないのであるから兌換券に代つて流通するものは小切手といふよりも寧ろ當座預金といふのが眞相を得てゐる。されば貨幣數量説の應用には兌換券の増減と共に當座預金の増減を省む必要がある。たゞ銀行は當座預金の準備金として相當額の兌換券を積んで置かなければならないから、中央銀行で兌換券發行を引締めれば當座預金を増すことは出来ない。中央銀行が貸出を寛大にすれば普通銀行でも貸出を寛大にし、従つてその貸出した金を當座預金に振替へることも多くなる。故に中央銀行の勢力が普通銀行の方針を動かすに足るものとすれば當座預金の多少は大體において兌換券發行高の多少に従はなければならない。そこで通俗には兌換券の發行高だけを見て物價の高低を論ずるやうになつてゐるのは必ずしも無理とはいへない。けれどもそれは大體においてよしといふのであつて精確とはいはれない。

第十一章 分配問題

凡そ社會の經濟上に重要なことは生産の豊富と分配の公正とである。社會全體に生産が多くなければ各人の分前も多くならないから經濟生活の向上は期することが出来ない。故に技術の改良とか經營の合理化とかいふことは資本家にも労働者にも共通の大問題である。併しながら如何に生産が進歩しても一部の階級のもののが其大部分を取つてしまつて一般の人はその恩澤に浴することが出来ないならば、それは現代の平等思想に反するものである。分配は

公正でなければならぬ。何が公正であるかを判断することは極めて困難であるが少くとも一般の平等思想に照して甚だしき不平を生ぜざることを要する。然らざれば社會の平和が得られないから、従つて生産を振興することも出来なくなる。

經濟學が普通に分配問題と稱せられるのは年々新たに生産される所の財貨が地主、資本家、企業者及勞働者の間に如何に分配されるかといふ問題である。既に蓄積されて資本となつてゐる所の財貨が其所有者の子孫其他に對して如何に分配されるかといふ問題は別にされてゐる。蓋し此後の問題は經濟上の關係よりも寧ろ法律上の關係即ち主として相續法の規定によつて定るから、經濟理論として重要なものを生じないのである。けれども實際上から見れば是亦非常に重要な分配問題である。假りに相續制度を全廢したりとせば現在の分配關係は大變動を來すであらう。

相續法は長子相續の主義を取るものと多くの子女に財産を均分するものと此二主義の折衷がある。長子相續を行へば一旦集まつた財産は分裂しないで傳へられて行くから、社會全體に財産の不平均を増長する傾がある。

又直系の子孫がない場合に財産の相續を如何にすべきかといふ問題がある。即ち之を傍系の血族に與ふべきか、又は之を國家に取上ぐべきかの問題がある。

又直系傍系に拘らず相續制度そのものを如何なる限度において行ふべきかの問題がある。一方には相續制度全廢論があり、他の一方には家族主義尊重のために無制限論がある。現在の制度は無制限であるが、之に對して相續税を課し、而かも其税率が漸次重くなるのが近年各國の形勢である。

次に年々新しく生産される所の財貨の分配について總論を試みんに、こゝにも經濟學にいふ所の分配問題以外に重要な分配問題がある。それは價格及物價の問題である。現在價格及物價の變動によつて各個人の實質的所得の上に甚だしき變動を生ずるは明なることである。分配を公正ならしむるには少くとも一般物價の安定を計らなければなら

ぬ。抑々自足經濟の時代には各家族が其勞働によりて作り出したものは其家族の所得をなすから今日の所謂分配問題はなかつた。たゞ其自然の所得の一部を年貢として權力者に取去られる所に一種の分配問題があつたのである。次に分業が始まつて各戸別々の職業に従事するに至り、而かも甲が乙を雇傭するとか、乙が甲より借金するとかいふことのない場合を想像して見ればそこに分配問題と稱すべきは價格の問題だけである。即ち社會全體の生産高の内に價格高き品を生産したものは比較的勞少くして多くの報酬を得、價格低き品の生産に當りたるものは勞多くして得る所が少い。然るに分業と共に貧富の別を生じ雇傭貸借を行ふに至つて分配問題は更に分化して行つた。即ち一の企業から生ずる所の生産を之に參與したものの間に分配する問題となつた。詳しくいへば土地の使用を提供したものに對して地代、資本を出したものに對して利子、勞力を出したものに對して賃銀、而して企業者に對して利潤が與へらるゝこととなつたのである。

そこで分配の原理は如何なるものであるか。それは今の經濟組織においては一の統制ではなくして單なる市價の問題である。金融市場において金利相場が決せられ、勞働市場において賃金が決せられるのである。それは商品の市價が市場において決定されると別段異なることはない。昔の經濟學者は土地、資本及勞働は生産の三要素であるとなし、此三要素が各生産に寄與する程度に應じて報酬を得ると考へたやうに見えるが、併し此等の三要素は結合されてこそ生産が出来るのであつて、その各自別々の生産力といふものはない。之を分析せんとするは恰かも片手の聲を聽かんとするやうなものである。眞相は地代、利子、賃銀がそれ／＼需要供給の關係によつて定り、其等のものが企業収入の内から支拂はれて、而して尙殘るものがあれば之は利潤となるのである。

一の企業に對して土地を貸したものは地代を得るが、その相場は如何にして生ずるか。それは資本に對する利子と同じくない。資本は通常貨幣の形で貸借されるからその使用の報酬たる利子の相場は金融市場において一樣の標準を與へられるけれども、地代は土地の地味の良惡、位置の便否等によつて等級をなしてゐるから一樣の相場といふものは出來ないで必ず差別的、等級的になる。

こゝに一等地を所有するものあり、此土地を耕作すれば二等地よりも少き勞力を以つて同じ收穫を得られると假定すれば人々争つて此土地を借らんことを求め、借主間の競争によつて地代を釣上げるであらう。何所まで上げるかといへば、詰り生産物の價格と生産費との差に相當するだけのものを地代として出すことになる。價格は一樣で生産費に等級があるからその等級の埋合されるまで借手の競争はつゞくといふのである。

然らばその價格は何うして定まるかといふにそれは第七章に述べた通り現に耕作される土地の内以最劣等地の生産費がきめるのである。故に最劣等地には地代は生じないで、土地の等級高きに従つて地代は高くなる。

右は有名なるリカルドの地代學說であるが、これは勿論借地人の競争が充分に行はれることを前提として立てた説だから實際には必ずしもそのまゝあてはまるものではない。既に述べたやうに我國の農業地の小作料などは傳統的に定められたのが多いのである。けれども傳統は必ずしも動かないものでないから幾分でも競争が行はるればやはり右の學說の示すやうな方向に近いて行くであらう。

此學說に基いて土地國有論を唱へた人がある。それは土地の産物は人口の増加に従つて高くなり、又それにつれて地代が高くなるとすれば地代は甚だ不都合なものである。宜しく國家が土地を買収して將來の人口増加より生ずる地主の利益を國家に收むべしといふのである。併しながら人口が増加しても他の一方に新大陸の開墾等が行はれて農産物の價格は安くなることもあるから一概に此説を可とすることは出來ない。けれども土地といふものは其位置だけで

も獨占的の性質を有するから其收益を無制限に一個人たる地主に歸せしめることは好ましくない。大都會の郊外などで今までの田畑が忽ち宅地となつて高い地代を擧げるやうな所では地主は何もすることなしに獨り肥つて行くことになるから、所謂土地増價税を課するがよい。土地増價税といふのは土地の價格を數年毎に調査して騰貴した分の二割とか三割とかを課税するのである。

第十三章 利 子

利子とは土地以外の財産から生ずる所得を總稱するのであるが、實際において土地以外の財産を貸借すること極めて少く、その必要がある場合には貨幣を貸借することになつてゐる。即ち借主は實物を借りる代りに金を借りてその金で物を買ふのである。貨幣即ち資金を貸借するには金融市場があつて金利の相場が立つことになつてゐる。

金利は如何にして決するか。それは資金の需要供給の關係である。資金とは其持主によつて貯蓄された貨幣である。現今の社會では各人の所得は皆貨幣の形で受入れられるが、その貨幣は勿論その社會に生産された所の財貨の一部分を代表してゐるのである。故に人が自分の所得した貨幣を以つて自ら財貨を買入れることなく貨幣のまゝ之を銀行に預け入るときは此貨幣が代表するだけの財貨は社會に残つてゐるわけである。そこで金を借りるものはその残された實物を自分が使用し得るために金を借りるのである。即ち現に貸借するものは貨幣であつても目的は財貨の貸借であることを看破しなければならぬ。

此眞相を理解しないものは貨幣が多くなれば金利が安くなると思つて兌換券の増發を要求するが、それは勿論誤つてゐる。兌換券の増發は一時一部の人に對して金利を安くするけれども、その結果物價を高くするから、他の一部の人には損失を生ぜしめる。同じ仕事をする爲めに以前よりも多くの貨幣を借出さなければならぬ。従つて資金の需

要が増加して金利の騰貴を惹起する。つまり兌換券の増發は切符の増發と同じことで實際の座席を一個たりとも増すものではない。之に反して眞に貯蓄されたる貨幣は貯蓄されたる實物を代表してゐるから確實に金利を安くする所の力をもつてゐる。要するに資金を潤澤ならしむるものは貯蓄の外にないのである。

さて前に金利は資金の需要供給によつて定まるといつたが、同時に資金の需要供給もまた金利の高低によつて動くことは恰かも商品市場において商品の市價と需要供給とが相互に原因結果の關係を有すると同じである。金利が安ければ資金を借りて事業を起すものが多くなる一方に資金の貯蓄は幾分沮害される。金利の高い時はその反対である。併し金利の高低は需要の側即ち資金を借りて事業をなさんとするものゝ側には直ちに反響を生ずるが、供給の側はさまで敏感でない。金利が高くなつた爲めに急に貯蓄が増すとか、金利が安くなつた爲めに急に貯蓄が減ずるといふこととはない。貯蓄は金利の高低よりも寧ろ一般の貯蓄心即ち現在の財を犠牲にして將來の計をなさんとする心掛けによつて増減するのである。だから金利は供給の側よりも寧ろ需要の側に對して直接の關係をもつといふことが出来る。

利子は何うして支拂はれるかといふ問題について古來種々の學説が行はれた。中世ローマ教會の立法者は貨幣は果實を生ぜずといふ理由で金利を禁止又は制限した。これは借金といふことが營利のためでなくして消費のためになされた時代には至當の事であつたらう。併し營利事業が發達すれば借金をするものは必ずしも經濟上の弱者でなくして強者である場合が多くなつて來た。即ち借りた金を資本として一層多くの事業を營まんとするやうになつて來た。此場合には貨幣は實際果實を生ずるのであつて、金利は當然許されなければならぬ。

そこで十九世紀になつて英國の經濟學者は制慾といふ學説を唱へた。資金を貯蓄するものは現在の享樂を犠牲にするから其制慾に對して利子を得なければならぬ。制慾は勞働ではないけれども勞働と同じく之をなすものゝ側における犠牲であり、努力であると主張したのである。

之に對して社會主義者はいふ。貯蓄をなすもの必ずしも制慾をしてはゐない。大金持は少しも制慾をしないで自然に資金を剰して行くが、勞働者は日々不足の生活をしながら貯蓄は出来ない。金利は要するに資本家が其獨占的の立場を利用して一般人民を搾取するに過ぎないと。

社會主義者の説は現在の社會の弱點を指したものであるが、併しながら制慾説にも取るべき所がある。現在金融市場に集る所の資金は金持の庫から來るのもあり、又眞に制慾の結果たる郵便貯金又は生命保險の積立金などもある。その何れが現在資金の大部分をなしてゐるかは一の統計上の問題である。

第十四章 賃 銀

廣き意味において賃銀といへば精神勞働に對する報酬と筋肉勞働に對する報酬とを含むけれども、通俗に前者は之を俸給と稱して普通の賃銀と區別する。又實際俸給の金額は年俸月俸として定められ慣習に支配されることが多い。之に反して筋肉勞働者の賃銀は専ら需要供給の影響を受くるものであつて、多くの場合には勞働市場ともいふべき關係が存在してゐる。こゝに論ぜんとする賃銀は後者である。

賃銀には時間拂と個數拂とがある。時間拂は通常日給であり、個數拂は勞働の結果たる生産物の數量即ち出來高に應じて支拂ふのである。賃銀を勞働者の能力及勤怠に相應せしむるには出來高拂の方がよいけれども、仕事の性質が複雑なるものについては出來高を計算する方法がないから自然日給を以つてするやうになる。例へば大工や植木屋の賃銀は日給の外に定めやうがない。之に反して紡績工のやうに同一の作業を幾度となく繰返す場合には出來高拂を用ふるのである。但し勞働者が出來高拂を好まない場合には一日の最低賃銀を定めておいて其上に出來高の多いものに對して割増をするやうな折衷法を取ることも出来る。

賃銀は之を受くる所の労働者から見れば所得であるが之を支拂ふ所の企業者から見れば生産費である。併しながら労働者の所得の多いといふことは必ずしも生産費を高くするものではない。若し労働の能率が高ければ高い賃銀を拂つても尚ほ生産費は寧ろ安いことになる。これは日給制の場合は勿論いふまでもないことであるが、出來高拂として機械や工場の経費の節約となるから生産物の一個當りの生産費はやはり安くつくのである。故に文明國では労働者の所得が多くして其生活程度が高いに拘らず未開國よりも安き生産費を以つて良品を作ることが出来る。日本の職工と支那の職工と比較すれば日本人の方が賃銀が高けれども日本の製品は支那のよりも生産費の安いことがある。米國や英國の職工と日本の職工と比較しても同様の例が少くない。

労働時間の關係も亦同様であつて一日の中に時間を多く働いても必ずしも出來高が多くなるとはきまらない。時間を少くすれば元氣で働くから労働の能率がよくなるために却つて出來高を増すこともある。文明の程度高い國では労働時間が一般に短くなつてゐるのはそのためである。労働時間を短くして、生活程度を高くして、而かも生産費を安くするといふことは實際に出來得ることであり、又吾々の勉むべき所である。

右の如く一般に賃銀の高い國と安い國とあるが、さて同じ國でも賃銀の高い時と安い時とあるのは何の理由によるか。それは恰かも商品の價格が市場における需要供給の關係によつて定まるやうに労働の價格たる賃銀も亦市場における需要供給によつて定まるのである。或種の労働の供給とは其種の技術を修得したるものゝ多少である。特別の熟練を要せざる仕事についていへば兎に角その仕事をなすに適する所の労働者の數である。而して此供給に對する需要は何かといふに、それは此種の労働を必要とする所の企業の分量である。そこで労働の供給の側を見れば全體の労働者の人數を増減することは頗る困難であるのみならず、一の職業に熟練したものを急に他の職業に轉ぜしめることも容易でない。之に反して企業の分量は世の中の景氣不景氣によつて變動するからそこに賃銀の高低を生じ、又労働者

の失業といふ現象が起る。景氣のよい時には賃銀は騰貴するけれど景氣が悪くなれば忽ち賃銀が下落するのみならず安い賃銀でも雇はれないやうなものが出来る。然るに労働者の側においては各自の職業により傳統的の生活の程度がほぼ一定してゐるから、右の如く賃銀の變動多きことは甚だ不利益であることいふまでもない。従つて景氣を安定せしめることは労働者の幸福を増進するために最も肝要といはなければならぬ。

賃銀は労働の需要供給によつて定まるといつたが、併しこの場合の需要供給は商品市場のそれと大に趣を異にするところがある。それは商品市場においては賣手と買手との契約上の力が大抵平均してゐるけれども、労働の場合には著しく不平均になつてゐることである。労働を雇ふものは企業者であつて經濟界の景氣のよしあしなどに通じ其他一般の智識に立まさつてゐるのみならず生活の資料に餘裕のある人々である。之に反して労働者の側は世間の事情に通ぜない、而かも一日働かなければ一日の衣食に事かくやうな状態である。雇主から申出された賃銀其他の條件が不足であるとしても之を拒絶することは中々出来ない。そのために形式上は對等の契約であつても事實上は殆ど一方的に定められることとなる。労働者の間には前に申したが如く傳統的な生活の程度があるから少くともそれを維持するだけの賃銀は是非之を獲得すべく主張するであらうし、又企業者から見ても労働者の能率を低下せしむる程に賃銀を切下げることが不利益とするであらうけれども、大體において普通の雇傭契約は労働者に不利なるものである。

労働組合は右の不利なる形勢に應ずるために組織されるものである。労働組合の目的は普通の雇傭契約即ち個々労働者各自が雇主と對立する代りに多數の労働者一團となつて雇主と交渉すること即ち所謂團體交渉である。組合は特に世情に通じたる代表者を設けて雇主と交渉して賃銀其他の雇傭條件を協定せしめ、組合員は此條件に従つて雇はれるやうにする。而して萬一交渉の纏らない場合には團體的に雇入を拒絶する。即ち同盟罷業をする。又組合は此萬一

の場合の糊口のために平生から積金をしておく。此様な仕組で多數の労働者が團結すれば著しくその契約上の力を強くなし得るのである。固より此組合の効果は之に加入する労働者の數により、又其仕事の性質によつて大に差別がある。即ち一の職業に従事するものゝ大多數が加入してゐなければ効果が少い。又その仕事の性質が高き熟練を要するものでなければ効果が少い。すべて同盟罷業の場合に雇主が組合外のものを入れて容易にその事業を始めることが出来るるとすれば組合の立場は強くあり得ないのである。

第十五章 利 潤

企業者は地主から土地を借り、資本家から資本を借り、且労働者を雇入れて生産をなす。而して其生産物の賣上高の中から、生産に要したる總支出を差引いた殘金を自己の利潤とする。利潤は他の所得の如く契約によつて定まるものでなくして、多くの契約の結合によつて出来る所の殘金である。

利潤は利子と混同せられ、又は賃銀と混同され易い。企業者が自己の資本を使用してゐる場合には前記の殘金が一種の利子即ち資本に對する所得のやうに見える。併しながら若し彼が此資本を他人に貸したならば一定の利子を得べかりし筈であるから、此場合に正味の利潤を算出するためには俗にいふ所の利益金の内からこの利子に相當する金額を差引くべきである。

次に利潤が賃銀と混同されるといふのは企業者が自ら企業を經營する場合に生ずることである。企業者は使用人の如く俸給を取らないで勤務するから利益金は彼の經營の勞に報ゆる所の賃銀の如くに見えるのである。併しながら此場合にも若し彼が他人の事業に雇はれたらば相當の賃銀を與へらるべかりし筈であるから、やはりそれだけの金額を利益金の内から差引かなければ正味の利潤は出て來ない。

個人企業の場合には所謂利益金の内から右の利子及賃銀に相當した金額を差引いたものが純利潤である。たとへ利益金があつてもこの二項の金額に達しないやうな場合は利潤なくして損失があつたと見るべきである。株式會社の株主は事業の經營に参加せずして唯出資のみをするから彼の受くる所の配當は賃銀を含まずして利子と利潤とのみを含む。もし株主にして銀行から金を借りて株を持つたとすれば彼は配當の内から金利を支拂ふやうになるから彼の所得はまづ純利潤と目することが出来る。

そこで問題が起る。利潤は勤勞に對する所得でもなく財産に對する所得でもないとするれば何に對する所得であるか。これについては次の如く説明しなければならぬ。抑々リカルドの想像したやうな自然價格が實現したとすれば價格は即ち生産費であるから資本に對する利子並に經營に對する賃銀は當然この内に含まなければならぬけれども、事實においては價格は所謂自然價格を標準として動搖するから時として利潤を生じ、又時として損失を生ずるのである。而して戰爭の如き非常の出來事のために價格の動搖が非常に烈くなれば利潤及損失も亦法外なる幅をもつやうになることはいふまでもない。故に純利潤は企業者が此不安定な事情にも拘らず財産上の責任を負ふたことに對する報酬といへないことはないが、要するに一般經濟界に豫定すべからざる變動のあるが爲めに發生する所の所得である。若し此の如き投機的僥倖的なる所得の發生すること不可なりとするならば景氣の變動を制限するやうな方法を講ずるが當然である。

以上は自由競争の行はるゝ場合について述べたのであるが、獨占の場合には右の如き價格の變動なしと雖も尙ほ大なる利潤を發生することがあり得る。獨占者の利益金は普通の利子及賃銀を差引いても利潤を残すやうに最初から計劃されるのである。此場合には企業者は殆ど損失の危険を負ふことなしに利潤を受けることとなる。即ち恰かも國家が消費者に對して課税すると同様に獨占者は消費者に或價格を課して自己の利潤を増すことが出来るのである。この

獨占利潤の發生を防がんとするには獨占を成立せしめざるやうにするか又は獨占利潤に對して國家が課税するかしな
ければならない。(完)

昭和三年五月「社會事業講座」掲載